

平成20年 6 月宮崎県定例県議会  
文教警察企業常任委員会会議録

平成20年 6 月25日～26日

場 所 第3委員会室

平成20年 6 月25日（水曜日）

午前 9 時59分開会

会議に付託された議案等

○議案第 4 号 警察関係使用料及び手数料徴収  
条例の一部を改正する条例

○報告第 2 号 専決処分の承認を求めること  
について

○報告事項

- ・ 損害賠償額を定めたことについて（別紙 1）
- ・ 県が出資している法人の経営状況について  
財団法人宮崎県暴力追放センター（別紙17）
- ・ 平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書（別  
紙18）
- ・ 平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）  
予算繰越計算書（別紙19）
- 教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経  
営に関する調査
- その他報告事項
  - ・ 平成20年 6 月 1 日施行改正道路交通法の概要  
について
  - ・ 公立学校の耐震化の状況について
  - ・ 県立高等学校の旧通学区外からの合格状況  
等について
  - ・ 指定管理者制度の第二期指定について
  - ・ 宮崎県スポーツ振興基本計画の改定について
  - ・ 第22回全国スポーツ・レクリエーション祭宮  
崎県実行委員会総会及び実行委員会事務局開  
設について
  - ・ 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設  
における指定管理者の第二期指定について

出席委員（9人）

委 員 長 押 川 修一郎

副 委 員 長	松 村 悟 郎
委 員	福 田 作 弥
委 員	井 本 英 雄
委 員	萩 原 耕 三
委 員	太 田 清 海
委 員	冏 師 博 規
委 員	田 口 雄 二
委 員	川 添 博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	相 浦 勇 二
警 務 部 長	橋 本 昌 典
警務部参事官兼 首席監察官	富 山 和 年
生 活 安 全 部 長	椎 葉 今 朝 邦
刑 事 部 長	松 尾 清 治
交 通 部 長	中 原 雅 男
警 備 部 長	柄 本 重 敏
警務部参事官兼 会計課長	永 野 文 章
警 務 部 参 事 官 兼 警 務 課 長	長 友 重 徳
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	松 木 左 都 夫
総 務 課 長	宮 下 貴 次
少 年 課 長	柏 田 和 彦
交 通 規 制 課 長	湯 地 幸 一
運 転 免 許 課 長	大 町 正 行

教育委員会

教 育 長	渡 辺 義 人
教 育 次 長 （ 総 括 ）	一 原 則 幸

教 育 次 長  
(教育政策担当兼  
全国高等学校総合  
文化祭推進室長)

教 育 次 長  
(教育振興担当)

総 務 課 長

政 策 企 画 監

財 務 福 利 課 長

学 校 政 策 課 長

学 校 支 援 監

特 別 支 援 教 育 室 長

教 職 員 課 長

生 涯 学 習 課 長

ス ポ ー ツ 振 興 課 長

全 国 ス ポ ー ツ ・ レ ク リ  
エ ー シ ョ ン 祭 推 進 室 長

文 化 財 課 長

人 権 同 和 教 育 室 長

寺 田 建 一

満 丸 洋 一

金 丸 政 保

吉 村 久 美 子

井 上 貴

黒 木 正 彦

二 見 俊 一

瀬 川 健 治

堀 野 誠

勢 井 史 人

得 能 剛

川 井 田 和 人

清 野 勉

厨 子 透

#### 企業局

企 業 局 長

副 局 長  
( 総 括 )

副 局 長  
( 技 術 )

総 務 課 長

経 営 企 画 監

工 務 課 長

電 気 課 長

施 設 管 理 課 長

総 合 制 御 課 長

日 高 幸 平

久 保 哲 博

清 水 文 隆

岡 田 英 治

本 田 博

郷 田 五 男

相 葉 利 晴

白 々 澤 宗 一

山 下 雄 一

#### 事務局職員出席者

政 策 調 査 課 主 幹

議 事 課 主 任 主 事

斉 藤 安 彦

吉 田 拓 郎

#### ○押川委員長 ただいまから、文教警察企業常

任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてでありますがお手元に配付いたしました日程案のとおりでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時1分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終了した後にお願いいたします。

○相浦警察本部長 5日間の一般質問ということで、当委員会の先生方も多数御質問されまして、大変御苦労さまでございました。私もこちらに勤めまして幾つか議会をやっておりますが、一般質問だけ5日連続というのはこの6月議会だけで、いい勉強をさせていただきました。きょうは委員会ということで、ひとつよろしく願いしたいと思います。

きょうの議案は、提出議案が2件ございます。1つは、条例の一部改正でございます。それともう一件は、専決処分承認ということで、補正予算関係のもの、この2件を議案として提出いたしております。

また、報告案件として、「損害賠償額を定めたことについて」、2つ目、「平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について」、それと「財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について」と、3件報告させていただきます。そして最後に、その他として、「平成20年6月1日施行改正

道路交通法の概要について」ということで報告をさせていただきます。それぞれ担当の部長から説明・報告させます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○橋本警務部長 それでは、まず最初に、議案第4号として提出しております「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、御説明いたしたいと思ひます。平成20年6月定例県議会提出議案という、この薄いほうの17ページをごらんいただければと思ひます。

ここにあります表は、「警察関係使用料及び手数料徴収条例」のうちの自動車運転免許に係る取り消し処分者講習及び初心運転者講習を実施する公安委員会指定の自動車教習所を定めている別表でございます。この表の一番下の段に記載されておりますとおり、自動車教習所の名称が変更されたことに伴ひまして、条例改正の必要性が生じたということでございます。改正後の表しか載っておりませんので、わかりづらいものですから、資料1を配っております。これに改正の概要が書いてありますので、これに従ひまして説明をいたしたいと思ひます。

条例の改正の内容ですけれども、端的に言えば、現行の欄に書いてあります公安委員会指定の自動車教習所のうち、まず最初にあります「宮崎県自動車学校」の営業権が梅田学園株式会社に譲渡されまして、名称が「宮崎シーサイドモータースクール」に変更されたこと。それから、2つ目ですけれども、「都城自動車学校」が教習所名を「都城ドライビングスクール」に変更したということがございまして、これによりまして、個々の条例を改正する必要性が生じたこととございます。また、この2つの教習所の名称変更にあわせまして、今回、株式会社とか有限会社というような法人形態のものについては削除する

ことといたしたいと思っております。これは公安委員会の指定そのものが教習所の名称のみでやっているということとの整合性や、また法人の形態が、例えば有限会社から株式会社になるとか、もしくは営業権が変わって、いわば買収みたいな形で一つの会社が幾つかの教習所を経営するようになった場合には、その教習所の名前と法人の名前のずれが生じるとか、そういったこと等もございまして、その都度条例改正するのもいかなものかということもございまして、今回、この名称を変更することにあわせて法人形態については削除して、端的に教習所の名前だけを表記すると、こういうような形をとりたいと思っております。これが1つ目の議案でございます。

2つ目の議案について御説明いたします。「専決処分の承認を求めることについて」ということとございまして、同じ冊子の40ページをごらんいただければと思ひます。ここに警察関係の部分が40ページの下の方に9警察費1警察管理費とございまして、補正前の額が書いてありまして、その後、補正後ということで76万6,000円の補正額というふうになっております。この補正につきましては、地方自治法第179条第1項に基づきまして、専決処分を行ったところとございまして、そのことについての報告及び承認を求めるものでございます。この76万6,000円の増額補正の内容は、先般の2月の議会以降に2名の退職者が生じたということでございまして、当初予定していた退職手当の予算額に不足が76万6,000円生じたということでございます。この補正を行うための専決処分を2月議会以降行ったというものでございます。これについての御報告及び承認を求めるといふものでございます。

次に、報告案件として3つございましてうちの

まず1番目を御報告いたしたいと思います。冊子が変わりますけれども、平成20年6月定例県議会提出報告書という分厚いほうでございます。1枚めくっていただきまして1ページのところでございますけれども、ただいまから報告するのは、まず、私のほうから備考欄に書いてあります別紙1にあります「損害賠償額を定めたことについて」というものと、それから別紙18、「平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」について、私のほうから2点報告いたします。その後、別紙17、「財団法人宮崎県暴力追放センター」の報告につきまして、刑事部長のほうから御報告させていただきたいと思っております。

それでは、まず、別紙1の損害賠償額を定めたことについての御報告でございます。1枚めくっていただきまして、右端に3ページと書いてあるところでございます。この表の2つ目に事案の内容、県有車両による交通事故ということで7万9,065円の損害賠償額を定めたというものでございますけれども、この損害賠償額を定めたことにつきましては、これは地方自治法の第180条の規定に基づき議会からの委任を受けて専決処分を行ったものでございまして、その報告をするものでございます。7万9,065円の損害賠償額が発生いたしましたのは、宮崎南警察署の警察官が、公用バイクを運転して警ら中に、安全不確認——ちょうど取り締まり対象車両を発見したものですから、それを取り締まりに向かう途中、安全不確認によりまして、赤信号で停車中の軽四輪車に接触、こすったというものでございます。こすった結果、相手方の車両の修理費として7万9,065円の損害が発生したということでございまして、この損害賠償金につきましては、県費のほうで支払ったということでございます。これが別紙1の損害賠償額を定め

たことについての御報告でございます。

次に、別紙18の「平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」でございますけれども、これは193ページをごらんいただければと思います。一番下の欄に警察費とございます。警察費、警察活動費、交通安全施設整備事業というものでございます。これにつきましても、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。今回繰り越しをいたしますのは、交通安全施設整備事業としての2,379万2,000円でございます。これは平成19年度に開通予定であった国道269号線加納バイパスに設置する3つの交差点に係る信号機新設工事を平成19年度に予算計上しておりましたけれども、御案内のとおり、加納バイパスの建設工事が予定よりおくれております。その結果、信号機の設置も19年度にできなかったということでございまして、当該予算につきましては、平成20年度に繰り越しをし、平成20年度において信号機の設置を行うということでございます。

私のほうからは、以上4点についてでございます。

○松尾刑事部長 続きまして、財団法人宮崎県暴力追放センターの経営状況について御報告をいたします。今、警務部長が言っておりましたが、平成20年6月定例県議会提出報告書、これの175ページをごらんください。175ページの「財団法人宮崎県暴力追放センター平成19年度事業報告書」に基づいて説明をいたします。

御案内のとおり、宮崎県暴力追放センターは、県からの出捐金3億円、市町村からの出捐金1億円、民間の寄附1億円の5億円を基本財産といたしまして平成4年4月1日に設立され、基本財産の果実収入及び公安委員会の委託事業費

等をもとに1に書いてございます事業概要記載のとおり「暴力のない安全で住みよい宮崎」実現のために県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動を推進しているところであります。しかしながら、近年の超低金利時代の到来によりまして、果実収入が激減しましたので、平成15年度まではその不足分について、県から補助を受けて諸事業を展開してきたところであります。ところが、平成16年度から県の補助金が全額廃止されたことから、広報活動費や人件費などを削減し対応いたしましたものの、いかんともしがたく、平成16年度と平成17年度の2年間は、基本財産の一部を取り崩して事業を行ってきたところであります。しかし、平成18年度及び平成19年度は、経費節減等の自助努力の成果や、寄附金の収入を得ましたことで、基本財産を取り崩すこともなく事業を推進することができております。

次に、2の事業実績をごらんください。主なものとしまして、ここにいっぱい書いてありますけれども、暴力追放のための広報・啓発活動、暴力相談活動、それから委託事業としての事業所に対する責任者講習の実施など、資料記載のとおり各種事業を推進しているところであります。

次に、資料179ページをごらんください。正味財産増減計算書であります。平成19年度の経常収益につきましては、基本財産運用益が642万2,727円で、これは基本財産の利息収入であります。受取会費が341万5,000円で、これは賛助会員187の団体や個人からの賛助金でございます。事業収入が268万2,000円ありますが、これは県の公安委員会からの責任者講習のための受託収入でございます。補助金等が289万7,000円で、これは市町村連合会からの補助金と全国

暴力追放推進センターからの受取助成金であります。受取賛助金・寄附金等が710万と記載してございます。これの大半は、法律扶助協会からの寄附金でございます。雑収益が3万1,180円で、これは基本財産の一部を預金している分の受取利息であります。これらを合計いたしますと、2,254万7,907円になります。

一方、経常費用につきまして説明をいたします。事業費が1,140万5,167円でございます。管理費が802万9,094円でございます。これらの合計は1,943万4,261円になります。したがって、経常収益と経常費用との差額である311万3,646円が当期の経常増減額でございます。しかしながら、その下の経常外費用欄のところをちょっとごらんいただきたいんですけども、過年度損益修正損が390万6,000円計上されております。これは基本財産の売却益の会計処理方法が新会計基準にのっとっていなかったために、過年度の損益修正として正式に計上したものでございます。この損益修正損を当期の経常増減額から差し引きますと、当期の一般正味財産増減額がマイナスの79万2,354円になりますけれども、平成18年度からの繰越金が361万364円ありました。これは一般正味財産期首残高でございます。当初、当期の最初に残高として計上されていたものでございます。これがありましたので、平成19年度の次期繰越収支差額は281万8,010円になるわけでございます。一般正味財産期末残高が281万8,010円になります。

次に、181ページの財産目録をごらんください。資産の部が現金預金が288万1,337円でございます。基本財産で購入しました投資有価証券、定期預金等と退職給付引当資産の固定資産が5億20万8,150円で、資産の合計は5億308万9,487円でございます。負債の部でございますが、こ

れは前受会費、預り金の流動負債が6万3,327円、退職給付引当金の固定負債が520万8,150円の合計527万1,477円でありまして、資産から負債を差し引きました4億9,781万8,010円が正味財産でございます。

次に、182ページの平成20年度事業計画書につきまして説明をいたします。基本方針、事業計画は19年度、前年度と同様でございますが、本年も昨年に引き続きまして、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動のさらなる活性化を図っていくことといたしております。

次に、184ページの収支予算書をごらんください。事業活動収入といたしまして、基本財産運用収入が567万5,000円、会費収入が350万円、事業収入が453万6,000円、補助金等収入が275万2,000円、雑収入が2万9,990円で、合計が1,649万2,990円になります。一方、事業活動支出につきましては、事業費支出が1,202万9,000円、管理費支出が652万2,000円、合計の1,855万1,000円でございます。以上のとおり、財団法人宮崎県暴力追放センターの平成19年度の事業報告及び平成20年度の事業計画を報告させていただきました。本事業報告等は、5月30日に開催されました第24回理事会において承認をされております。

宮崎県暴力追放センターといたしましては、予算の効率的な運用とあわせ、経費等の節減に努め、平成20年度も暴力追放のための広報・啓発活動及び暴力相談活動等を重点とした推進事業の充実を図りまして、県民総ぐるみによる暴力追放・暴力団排除活動の活性化を図ってまいり所存でございますので、どうぞ、引き続き、御指導、御協力をよろしく願いいたします。

以上で報告を終わらせていただきます。

○中原交通部長 それでは、本年6月1日に施

行されました改正道路交通法の概要につきまして御説明いたしますが、時間の都合もございまずので、主な改正点3点につきまして、説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料2をごらんいただきたいと思っております。まず1、後部座席シートベルトの着用義務化であります。自動車の運転者は、助手席以外についてもシートベルトを装着しない人を乗車させて運転してはならないということになりました。日本自動車連盟（JAF）の行った実験結果によりますと、交通事故の際に、後部座席の人がシートベルトを締めていないと、前席の人の頭部に重傷を負わせる確率がベルトをしているときの51倍になるという結果が確認されております。運転席、助手席と同様、後部座席にもシートベルト着用を義務づけることによりまして、交通事故に遭った際の被害を軽減することが目的であります。違反をしますと、点数が1点減点されることとなりますが、当面は、高速道路と自動車専用道路での違反についてのみ減点となります。県内で対象となる道路は、九州縦貫自動車道宮崎線、東九州自動車道のほか、自動車専用道路の国道10号延岡道路、国道10号延岡南道路、国道218号北方延岡道路の3路線も含まれます。タクシー、バスの運転手も乗客に対し着用させるよう努めることが必要となります。もともと、車にシートベルトの装備がない場合などは除外をされます。

次に、2、自転車の歩道通行要件の明確化等であります。自転車利用者の利用中の交通事故が年々増加していること、また、自転車の歩道通行がいわば無秩序になされ、自転車利用者によるルール遵守を求める声が強まったことなどから、今回の改正で、自転車通行の安全を確保しつつ、

他の交通との共存を図るため、自転車の通行区分及び通行方法に関する規定の見直しが行われたものであります。

改正の1点目は、自転車の歩道通行要件の明確化で、普通自転車が歩道を通行できる場合は、これまで、ア、道路標識等で指定された場合だけでしたが、これに今回イの運転者が13歳未満、70歳以上、または車道通行に支障を生じる程度の身体障がい者として道路交通法施行規則で定める障がい者の場合、ウ、車道または交通の状況からやむを得ない場合、つまり、道路工事や駐車車両がある、または車道の幅員が狭いなどの場合が追加され、普通自転車が歩道を通行できる要件が明確にされました。なお、普通自転車と申しますのは、道路交通法施行規則で定めた、長さが190センチ以内、幅が60センチ以内、側車がないこと、それから鋭利な突起物などがないというような基準を満たす自転車で、一般的な自転車は、ほとんどこの普通自転車に該当いたします。

2点目は、ヘルメットの着用であります。自転車乗りの交通事故死者は、頭部損傷の割合が非常に高く、自転車の転倒を予測して、自分自身で頭部を守る能力が低い児童・幼児は、ヘルメット着用の効果が他の年齢層に比べて期待できると考えられることから、保護責任のある者は、13歳未満の者に自転車を運転させるとき、及び6歳未満の幼児を自転車に同乗させるときはヘルメットを着用させるよう努めなければならないということになりました。ヘルメットの規格・基準等は、現在のところ指定はございませんので、市販されておるもので構わないと考えております。

3点目は、地域交通安全活動推進委員の活動に、自転車の適正な通行方法について住民の理

解を深めるための運動の推進が加えられました。

次に、3、高齢運転者標識の表示義務化等があります。1点目の、高齢運転者標識の表示義務化等につきましては、近年、交通事故死者の総数が減少する中で、75歳以上の高齢運転者にかかわる交通事故情勢は極めて厳しい状態となっております。そこで、周辺車両の幅寄せ、割り込みを禁止して、もみじマーク表示車両を保護し、高齢運転者にかかわる交通事故を防止するため、75歳以上の方が普通自動車を運転するときは、自動車の前面及び後面に高齢運転者標識、いわゆるもみじマークを表示することが義務化されました。これも違反をすれば、1点の減点と反則金4,000円が科せられます。なお、70歳から74歳までの方は今までどおりの努力義務でございます。

2点目は、聴覚障がい者の免許取得範囲の拡大であります。これまで補聴器を使用しても10メートル離れた地点から90デシベルの音が聞こえなければ免許の取得ができなかった方が、ワイドミラー装着等を条件に、普通自動車の運転免許取得が可能となりました。ただし、この場合、自動車の前面及び後面に聴覚障がい者標識を表示しなければならないということになっております。この標識の表示がないと、もみじマークの場合と同様、1点の減点、反則金4,000円が科せられます。

もみじマークや聴覚障がい者マークを表示した車に対して、幅寄せや割り込みをすることは禁止されておりまして、この違反者は、点数1点、普通車の場合で反則金6,000円が科せられるということになっております。

以上で、改正道路交通法の概要についての説明を終わりますが、警察といたしましては、今回の法施行を踏まえ、交通事故防止対策の一層

の取り組み強化を図ってまいりますので、委員の皆様にも、今後とも、御支援のほどよろしくお願いをいたします。以上でございます。

**○押川委員長** 執行部の説明が終了いたしました。その他の報告事項の質疑については、後ほどお受けいたしますので、まず、議案等及び報告事項について質疑のある方は、よろしくお願いいたします。

**○福田委員** ちょっとこれは勉強のために教えていただきたいんですが、この指定自動車教習所の名称変更に伴う一部条例の改正ですけれども、これは財団法人と株式会社の統合ですから、当然、通常の株式会社の合併・併合のようにはいかなのですが、これは営業権を譲渡して、財団法人は解散ですか、それとも何か別な方式で残るんですか。どういう内容だったんでしょうか。

**○中原交通部長** これは、もともと県の安全協会が経営しておった自動車教習所でございますけれども、今回、営業権を梅田学園のほうに譲渡したということでございます。財団法人としての交通安全協会はそのまま存続するんでございますけれども、自動車学校からは一切撤退をしておるということでございます。

**○福田委員** 財団法人交通安全協会が経営しておった、宮崎県では草分け的な自動車学校ですよ。第1号だったと思います。この営業権の譲渡の対価は交通安全協会のほうにいただくと、こういう格好ですね。

**○中原交通部長** そのとおりでございます。

**○福田委員** もう一点、名称変更は、これは公安委員会関係の書類だけに法人の形態を削除して、通常の法人の登記等については従前どおり株式会社、有限会社がつくんですね。

**○中原交通部長** そのとおりでございます。

**○福田委員** わかりました。

もう一点お願いします。以前にもちょっと質問したんですが、暴力追放センターの関係ですが、175ページですね。非常に低金利時代で基本財産約5億円を運用されて、その運用果実から日常の活動経費を捻出されておるわけですけど、もう10年ぐらい超低金利が続いていますから、大変厳しい運営をなさっておるのかなと思います。金利は上昇傾向でありますから、今ボトムとは思いますが、こういう状況がある程度続きますと、かなり厳しいと見たんですが、この辺は賛助金とかそういう面に対応されていくお考えなのか。

**○松尾刑事部長** 委員がおっしゃるとおりでございます。非常に、超低金利時代を迎えまして、難儀しているところでございますけれども、幸いにしまして、賛助会等の働きかけを強力にやりましたところ、昨年度何とか乗り切ったという実績がございます。今後も賛助会費等をお願いするとともに、委託講習を公安委員会からもらって、法に規定しております責任者講習等をやっておるんですけれども、この事業の見直し、それから管理費の削減、こういったものの自助努力をしながら今後も事業を進めていきたいと、そのように考えております。

**○福田委員** 当初設立された時点では、恐らく5～6%の利回りでしたからね。かなり余裕がある運営ができると思っていたんですけど、ちなみに、利息収入から逆算しますと、この5億円の運用利回りは1%ぐらいですか、そのくらいですかね、これ。いろんな公募債あたりの大きいやつを4つお持ちですが、これの平均利回りは1%ぐらいですか。

**○松尾刑事部長** そうですね。1%ちょっとでございます。

○**凶師委員** 今の福田委員の質問に関連してですが、暴力追放センターの19年度の事業報告の中で、暴力団追放相談事業というものがあって、相談受理件数が123件となっておりますけれども、その主なものと近年の傾向、特色あるものがあれば御説明いただきたいんですが、176ページです。

○**松尾刑事部長** 平成19年度の暴追センターに対します相談は、要するに、組を抜きたい、離脱とか、それから組に入れと無理強いされると、こういうものに対する相談が4件ございました。また、暴力団事務所を立ち退かしてほしいというのが1件ですね。それから、圧倒的に多いのは新聞を買えと、いわゆるごろ新聞みたいな物ですけど、ごろ新聞を買えとか、それから雑誌とか、写真集とか、こんな物を買ってくれと、いわゆる不当な金品の要求ですね、これが113件ございました。こういうものに対しまして、民暴の研究会や県の弁護士会、民事介入暴力対策委員会、こういう方々と連携をとりながら対処してまいりました。以上でございます。

○**凶師委員** その相談を受ける体制なんですが、今、言われた弁護士会とかいろんな団体と連携をされているようですが、実際、その相談事業というのは、どこでどのような形で開催されているんですか。

○**松尾刑事部長** これは宮崎県の暴力追放センターの中に専務理事と相談員が1人ずつおります。これを暴力追放相談委員と呼んでおりますけれども、この2名は警察官のOBでございます。それから弁護士さんが2名ですね、これは民暴——民事介入暴力対策の弁護士さんでございます。それから少年指導委員の方、これは少年法に規定してあります。それから保護司1名、合計6名いらっしゃいますが、暴力追放センター

に来られて相談を受けたり、また、例えば警察署等に来られた場合に弁護士さん等に行ってもらうとか、いろんな方法をとっております。

○**凶師委員** 最近、悪質な暴力団関係の活動というか、私も余りそういう知識があるわけじゃないんですが、ちょっと聞いた話は、飲み屋さんとかパチンコ店なんか、暴力団が何ですか、しゃば代というか、専門用語はよくわかりませんが、しょば代というんですか、みかじめ料ですかね。そんなのの取り立ての露骨なものはなくなっているけれども、それに類似する、例えばお絞りとか、割りばしとか、ちょっとした惣菜とかを破格な金額で押しつけられるような事例がふえているとも聞いたんですが、そのあたりの実態把握はいかがですか。相談があればですね。

○**松尾刑事部長** 今、おっしゃいましたが、お絞りとか割りばし、そこらのところ、ちょっと把握はしておりませんでした。今後、いろんな情報収集等に努めてまいりたいと思います。

○**凶師委員** 相談が来ているかどうかというのをお聞きしたかったんですが、じゃ、今のところそういう相談はないということですか。

○**松尾刑事部長** 具体的にその相談は、私のほう聞知いたしておりません。

○**川添委員** 関連しまして、受取賛助金ですよ。179ページですかね、暴追センターの。これは去年に比べると増減がことしは多かったわけですが、ふえた理由と、例えばどういったところから賛助金をいただいているのか、お尋ねいたします。

○**松尾刑事部長** 民間の企業の方々とか、そういったところをお願いに行きまして、それで、暴追に賛同をしていただけませんかということでお寄附をお願いすると、そういうことでござ

います。

○川添委員 いや、ことしふえた理由……。

○松尾刑事部長 平成18年度と19年度を対比いたしますと、法人で加入してもらっている方と、個人の賛助会員の方がいらっしゃるんですけども、18年度の法人会員は102団体でございましたが、19年度は142、ですから、40団体ふえていますね。約54万円の増でございます。それから個人の会員の方は、平成18年度は14人でございましたけど、33人にふえまして、プラス19人の10万5,000円ふえております。非常にありがたいことだと思っております。

○川添委員 済みません、先ほど説明があったと思うんですけど、これは場所はどこにあるんですかね。

○松尾刑事部長 暴追センターですか。

○川添委員 はい。

○松尾刑事部長 これは、宮田町の労働金庫の前に県の会館がございますけど、10号館ですね。ここの中に入っております。

○田口委員 まず、基本的なことを教えてください。県内の暴力団員というのはどれぐらいいて、最近の動向というか、推移はどのような状況なんですか。

あわせて、事件もふえているのか、暴力団の起こす件数……。

○松尾刑事部長 県内の暴力団の情勢でございますけれども、平成20年の1月現在で18組織、約400名を把握しております。これはすべて暴力団対策法に書いてございます指定暴力団、6代目の山口組、この系列でございます。

事件がふえているかということでございますけれども、いろいろ詐欺事件をやったり、恐喝事件をやったりしている状況にございますが、19年中の暴力団事件、これは検挙件数が341件、検

挙人員が177人でございました。平成18年と比較しますと、検挙件数はプラスの88、ただ人員はマイナスの30ということでございました。件数的にはふえているということは言えると思います。大体が恐喝とか暴力事件とか、そういったもの等でございます。以上でございます。

○田口委員 もう一点、先ほど18組織、400名くらいと聞きましたけれども、最近それはふえているんですか、ちょっと最近の増減を教えてください。

○松尾刑事部長 この暴力団の組織につきましては、横ばいで推移しております。

○田口委員 そうしましたら、先ほど暴力団の離脱者の援助事業というのが出ていましたけれども、暴力団を抜きたいという人というのは、それは例えば一番近いやつでどれぐらい実績があったんですかね。何人ぐらい抜けさせるというんですか、何というんですかね。

○松尾刑事部長 平成10年以降ちょっと取り上げておりますけれども、大体、毎年20人前後を離脱させておるというふうに我々統計的に持っております。ただ、必ずしも相談にうまく乗ったからとかいうことじゃなくて、例えば、事件検挙して、取調官が「お前、いつまでもこんげなところに入っちゃっていいとか」というようなことで説得してやるとか、そんな状況等がやっぱり効果を発揮しているんだらうと。全く相談がないということでもございません。

○田口委員 最後に、今、20人ぐらい離脱しているということです。ということは、先ほど増減が余り変わらないということは、新たに毎年それぐらいの人間が暴力団に入っておると理解すればよろしいんですか。

○松尾刑事部長 おっしゃるとおりでございます。暴力団というのは、タケノコのようにによ

きによきと出てくると。これはいわゆる予備軍的なものが、いわゆる暴走族とかそういったものがおりまして、抜けてはいくんだけど、またそんなものが入ってくるという状況が見られません。ですから、本当言ったら、暴力団を排除させながら、暴力団に加入していく人間を徹底してつぶしていくという取り締まりをやっつけていかなきゃいけないと考えております。

○押川委員長 ほかにございませんか。議案並びに報告事項ではもうないですかね。

あわせてその他ということで……。

○松村副委員長 新しい交通法の確認なんですけど、聴覚障がい者の中で条件を一部変えるということで、ワイドミラー装着等とか書いてありますけれども、聴覚障がい者の方が、車を改良する場合に、ワイドミラー以外にどのようなことが考えられますかね。

○中原交通部長 御質問は、聴覚障がい者の今回の改正だと思えますけれども、ワイドミラーを装着するということと、その標識ですね、聴覚障がい者であるという標識を車の前後に張っていただくということだけでございまして、ワイドミラーをつけていただければ条件は整うということでございます。

ただ、免許を受けられるときに、直接、自動車教習所あるいは県の試験場に來られて免許を受けられるんじゃないくて、事前に、免許試験場のほうで適性相談というのを実施しております。聴覚障がい者の方は、そこにまず行っていただいて、自分の聴覚障がいのレベルといいますか、補聴器をつけて免許を取れるのか、あるいは補聴器をつけたってやっぱり聞こえないから、今度のワイドミラーをつけての免許のほうになるのかという適性相談をまずしていただいて、そこで判断をした後で、自動車教習所なり

県の試験場で試験を受けていただくということでございます。御質問の意味からすると取り立てて条件としているのは、そのワイドミラーだけでございます。

○松村副委員長 それともう一点なんですけど、運転者が、シートベルトを同乗者に装着しなさいということですが、高速道路でタクシー、バス等がお客様にシートベルトをしてくださいということを書いて、それを拒否した場合、これは運転手さんに罰則がかかるのか、それとも何かそれは免除されるのか。

○中原交通部長 基本的には、運転者の責任でございますので、運転者の点数が1点引かれるということになりますけれども、当分の間、この後部座席のシートベルトの着用ということに対しての啓発活動に重きを置いていきたいと考えておりますので、当面はそういうことになるかと思えますけれども、ただ、不特定多数の方を乗せるタクシーとかバス、これにつきましては、運転者に相当の努力をしていただいても、乗る人がどうしても聞かないということであれば、そこまで運転者に責任を負わせるのはどうかということも一部で議論されております。

○松村副委員長 同乗者の責任はないということですね。

○中原交通部長 基本的にございません。

○押川委員長 もうその他に入りましたので、どうぞ、その他ということでも……。

○井本委員 この前も聞いたんですけど、そもそも高速道路でシートベルトを後部もつけろというのは、それこそ高速で走るから危ないからつけなさいという趣旨でしょう。延岡道路なんかは60キロしか出したらいかんわけよ。それなのにつけろというのは法律として一貫せんと私は思うんですよ。どっちかにすべきだと、南道路

やら延岡道路も100キロで走っていいですよ、そのかわりつけなさいよと、どっちかにせんと、法律で行政が一貫せんというのが一番まずいと私は思うんですよ。法律で決まっているからじゃなくて、法律がおかしいと私は言っておるんですよ。高規格道路だって100キロまで走らせるのか、60キロまでだったらこれはつけんでいいというふうにするのか、どっちかにすべきでしょう、理屈は。どう思いますか、警察本部長。

**○相浦警察本部長** 済みません、ちょっとお答えする立場にないといしか言いようがないんですけども、私どもは、国会のほうで可決をして、このやり方でやりなさいというふうに言われておりますもんですから、そのとおりにやろうということでございます。今、委員から出たような議論も、根源的な議論としては確かに実質論とかあるのかもしれませんが、恐らく制度上の一応の整理として、こういう形になったんだろうというふうに考えてはおります。もちろん実際の運用上、問題があるということであれば、それは次にはまた法改正の議論ということになるのかもしれませんが、とりあえず、こういうルールになっておりますので、私どもとしては、淡々と法執行に努めたいと思っております。

**○井本委員** 私が言いたいのはね、何でも行政というのは、一貫性が必要だということですよ。じゃないと、国民は一貫してないとわからんでしょう。そうでしょう。どっちが理屈が合ってますか。どっちかに私はすべきだと思いますよ。

それと、もう一ついいですか。黄色信号ですよ。黄色の点滅があるじゃないですか。あれは注意して行っていいと、速度を落として。そうすると、普通の黄色はとまれなんですよ、実際はね。ところがね、我々ぐらい長くやっ

ると、その辺がごちゃごちゃして、「あ、黄色だから注意して行っていいのかな」と、こう思うってしまうんですよ。あれも僕は一貫性がないと思うんですよ。黄色だったらとまるのか、いや、注意して行っていいというふうにするのかね。だから、あの辺の一貫性が——長くなってくると交通法規もわからんようになってきて、黄色はとまらないかんかったか、いや、注意して行っていいんだよ。実は、普通の青から黄色になるときはとまらないかんのです、本当はね。そうでしょう。ところが、今の人間の認識は違うんですよ。あれは注意して行っていいんだと思ってますよ。あの辺なんかもちょっと一貫性がないんじゃないかなという気がするんですがね。それはおたくたちに言ってもしょうがないんだけど、国のほうにやっぱりそれなりの一貫性をね——国民は一貫して物を考えるということのくせがついちよるわけだからね。こっちの場合はこっち、こっちの場合はとやられるとわからなくなってくつとですよ、長いうちにね。そんなことで……、まあいいですわ。

**○萩原委員** ちょっとくだらんことを聞きますが、久しぶりに文教警察企業常任委員会に——10年ぶりぐらいだったと思いますから、各部長の主たる仕事の内容、交通部長はわかりますよね、大体交通関係だから。不公平なだけども、交通部長は要りませんけれども、生活安全部長と警務部長と刑事部長と警備部長というのは、主たる仕事はどういうことか、20～30秒ずつお話ししてください。

**○椎葉生活安全部長** 生活安全部長の守備範囲でございますけれども、街頭犯罪、いわゆる生活を守るという分野、それから少年関係ですね、それから生活環境といたしまして、いわゆる風俗営業、それから銃刀砲、それから廃棄物処理関

係を持っています。そのほかに地域課という——警察署では交番・駐在所のことを主として言いますけれども、その地域課を主管しています、地域課の中に警察航空隊と、それから水上警察隊、それから鉄道警察隊、この3隊もございまして、さらに各部にまたがっていますけれども、特別機動警察隊というのがございまして、いわゆる若い隊員が日夜3交代等で警戒・警らをやっているという、いわゆる特別機動警ら隊というのも所管をしております。以上です。

○橋本警務部長 警務部というのは、端的に言えば、県の知事部局の総務部だというふうに理解していただければと思いますが、いわゆる人事、会計、それから広報、厚生関係等々、あとほかに特殊なものとしては、警察独自のものとしましては監察ですね、内部監察の話、それからあとは情報管理、情報セキュリティーなども私の部でやっているところでございます。以上です。

○松尾刑事部長 刑事部には、刑事一課と二課、それから組織犯罪対策課、鑑識課、科学捜査研究所というのがございます。刑事一課は、主に盗犯等とか、それから凶行犯と呼んでおりますけれども、殺人とか強盗、強姦とか、そういったものの事件捜査をしております。二課は、汚職とかそんなものの捜査とか、それから振り込め詐欺ですね、そんなものの捜査。それから組織犯罪対策課は、先ほどから出てきておりますけれども、暴力団関係の取り締まり、それと銃器・薬物関係ですね、そういったものを行っております。鑑識課というのは、現場等に行きまして、これは捜査の補助的な立場になりますけれども、現場で資料を採取する、例えば指紋を採取するとか、いろんなそういった犯罪の立証のために捜査をしております。それから、

科学捜査研究所もやっぱり同じですね。これはいろんな資機材を使いまして、例えば、御存じのとおり、DNAの鑑定とか、それから文書等の鑑定とか、ポリグラフとか、こういったことをやっております。刑事部、総体的には、起こった事件を何とかしてつかまえると、検挙するという仕事でございます。

○柄本警備部長 警備部のほうの仕事は、国の公安に係る事案、極左、国際テロ、それから右翼等の事案、それから災害に関するもの、それから治安警備実施の関係、それから警護、警衛というような部分にかかわっております。また、中では、特に、災害関係では機動隊とかそういうものも配下にありますし、一応そういうのが警備部門の仕事となっております。

○萩原委員 大体大まかですけれどもわかりましたが、本会議でもちょっと本部長に対して質問をいたしました、不審者とか変質者だとか、声かけ事案とか300何件あるということですが、これに対する対応——私は、都城警察署長に話をしたんですが、何というんですかね、学校のPTA関係だとか、学校の先生方だとか、あるいは地域のそういういろんな役をしている人たちだけの連絡網だけじゃなくて、本会議で言ったように、パトカーだとか、そういう広報できるスピーカーで——拡声器で広報できる分野については、余り不安はあおっちゃいけないけれども、やっぱり地域の皆さんに協力してもらって、不審者とか不審な車とかあるときには、なるべく気をつけてくださいということを言ってもらいたいということを思うんですけれども、その辺をもう一回、署長会議なんかで話していただくとうれしいと思うんですが。

○椎葉生活安全部長 声かけ事案に対する対応でございますけれども、委員がおっしゃられる

とおりに、声かけ事案等につきましては、いわゆる再被害防止ということに重点を置いて活動しております。そのためには、先ほど言いました広報であるとか、それから警戒活動であるとか、それにあわせてそういう事案が発生しましたよということを現場付近の地区並びに学校等に知らしめて、みんなで警戒し、監視していくという、そういう態勢を重点的に取り組んでおります。

先般、新聞に2件ほど髪切り事案が発生しましたということが出ました。これは宮崎市の大塚、それから小松台地区で発生をしましたが、このときも発生直後から警察のパトカー等を現場に出しまして、そういう広報等警戒活動を行いましたし、それから、防犯ボランティアという団体が県下では300ぐらいあるんですけれども、あの地区に5つボランティア団体がございまして、そのボランティア団体の責任者の方に署に来ていただいて、今後の警戒活動のあり方であるとか、それからお互い団体同士の連携であるとか、そういう話し合いをしております。広報も当然大事でありまして、それを重点にやっておりますが、それとあわせて、そういうボランティア、それから学校、教育委員会等も合わせて全部で、その地区のそういう不審者に対する警戒を強めていこう、監視の目を持つていこうという活動を総合的にやっているということでございます。以上です。

**○相浦警察本部長** 重ねてのまた御質問ですね。ちょっとつけ加えますけれども、警察活動の展開に関しましては、全体として犯人をつかまえるという、どっちかという刑事部長が担当している仕事と、裏腹のものとして生活安全部長が今担当しております、次の犯罪を起こさせないようにすると、両面非常に治安という意味で

は重要でございまして、ですから、案件の重さにもよりますけれども、その案件案件の連続発生程度等に応じて、常に工夫しながら活動を展開しております。例えば、最近必ずやることだったら、コンビニ強盗事件が一つ起きると、これは犯人をつかまえても、それでよかったというふうにはしませんで、その被害に遭ったコンビニの店舗が、防犯の観点からどの程度の設備や社員教育が行われていたのかということ、毎回生活安全部のほうで点検をして、そこで得られた教訓を県下のコンビニのネットワークに還元をして、今回、非常にここはこういう教育が行き届いていてよかった点、この点もうちょっと熱心にやってほしいとか、そういう形で還元をしております、常に活動に関しては、両面から一番公益に沿うものはどういうことなのかということ、各論の中で模索するようにしております。委員から本会議場でも、署長会議でというお話がありましたので、私のほうで、常にそういう趣旨からの指示は十分しておりますけれども、頭に置いて、その趣旨からまた徹底をしたいと思っております。

**○萩原委員** 私がよく言うのは――やっぱり目の数の多さじゃ住民が一番目が多いんですよ。ですから、ボランティア団体とかたくさんありますけれども、そういう方々もふだんは仕事をされていて、やっぱりなかなか情報――そういう人はまた言わないんですよ、みんな。PTAにしても、学校の先生にしても。だから、その関係者だけは詳しく知っておって、地域は全く知らないということが往々にしてありますから、その辺は事案によってでしょうけれども、変に不安をあおってもいけないだろうけれども、やっぱり地域の皆さんの目に訴えるような方法をひとつ十分やっていただきたいと思っております。

これは生活安全部長の関係だろうと思うんですが、移動商ですね、移動商の皆さん。移動商は今は法人格になっておるんですよね。移動商協同組合、露天商関係、昔は、会長とかそういう言い方をされていたんですけども、今は理事長ですよ。ほとんど法人格になってきて、全部入っているかどうかわかりませんが、ところが、その人たちも暴力団関係からできるだけ足を洗おうとしておる部分と、まだつながっている部分と両方あるんですよ。ほかの地域もそうだろうと思うんですけども、都城は、これから特に六月灯という祭りを150～160カ所でやります。そうすると露天商の方々、移動商の方々が、ことにそのお祭りムードを上げるためにも、文化をつくるために移動商がばあーと出てくるんですよ。そうすると、まじめに法人格になったから移動商としてやっついこうという人と、中にはやっぱり縁絶ちがたく暴力団の小さな組になっておるメンバーがおるわけです。そうすると、どういうことが起こるかという、結局しょぼですね、場所争いに結局一触即発の状態があったんですよ、2～3年前に。それで、私は、公安の都城の係長か課長にお願いして、やっぱり本人同士させるとこれは切った張ったの問題になってくると問題があると思ったもんだから、警察のほうで、警察署の中でしょぼを決めさせろというふうにして、そこまではしたかどうかわかりませんが、警察の方が、公安の課長補佐か、係長だったと思うんですけどね、そういう人たちによく言って、そういうことがあったら一切これから露天、いわゆる移動商させませんよということをして、今のところスムーズにいつているのかな。また、ことし一悶着あるんじゃないかなと思って、僕は、非常に心配しておる向きがありますから、本人た

ちは一生懸命移動商としてやっついこうという人たちと、縁絶ちがたく義理と人情の世界で生きたいという人とおりますから、その辺をひとつ十分各警察署のほうで指導していただくようお願いしたいなということがあります。非常に難しいでしょうけどね。しかしやっぱりやらないと、いろいろ問題が出てきますので、その辺、ちょっとどうですか。

○相浦警察本部長 わかりました。いずれにしても、暴力団勢力が何らかの形で関与する背景の中で違法事案が行われるようなことがあれば、警察として看過できませんので、きっちりウォッチをするというか、もし警察が知らないのであれば、お声をかけてもらえれば、そういう事案があるということをよく承知をしながら、推移を見守っていきたいと思っています。

○萩原委員 実は、移動商の顧問に鹿児島県警OBがなっておるんですよ。いわゆる法人格になったから、そういう方をお願いしてぴしゃつとやっついこうという気持ちのあらわれだろうと思うんです。ですから、その辺はなかなか大変な仕事だろうと思うんですけどね、ひとつよろしく御指導いただければありがたいと思います。以上です。

○太田委員 2つだけ。1つは、報告書の193ページ、加納バイパスの信号機のことなんですが、2,300万ということですが、交差点であれば4基、そういう信号機をつけるだろうと思うんですが、これ2,300万というのは、大体何カ所ぐらいのあれで想定されているんでしょうか。

○中原交通部長 今回3カ所でございます。

○太田委員 信号機は本当に高いというふうに聞いておりますが、そういうことだろうなと思います。

最後に、「もみじマーク」とかそういったのは最近よく見ますので、だんだん理解ができたんですが、この「ちょうちょうマーク」の聴覚障がい者の関係ですね。これには幅寄せとか割り込みが禁止されるということで、今まで余気にせず私、運転しておったもんですから、これ反則金もあるということで、幅寄せ、割り込みというのは、どういうのがいけないということになるんですかね。ちょっと済みません、気になってしまいました。

○**中原交通部長** 幅寄せというのは、必要以上に幅を寄せてくるという話ですから、幅を寄せられたほうが危険を感じる程度に必要以上に寄せてくると、普通、1メートルか1メートル50の間隔をとって車両というのは走るようになっていますけれども。それと、割り込みというのは、大体通常走行していきまして、自分の車の前にぽっと入ってくる話ですけれども、これも厳密に言いますと、ある程度の間隔をとって入ってくるのを後車、入られるほうがちゃんと認知してという話ですが、そういう急にぽっと入られると非常に危険を感じて、驚愕して事故を起こすというようなことですので、そういう一般的に言えば、無謀な運転の部類に入るんだろうと思います。以上の説明でよろしいでしょうか。

○**太田委員** わかりました。停車中のやつに幅寄せしたりするのかなと思っていました。走行中のことなんですね。それは立証がなかなか難しいだろうと思いますが、そういうところ気をつけてくださいという意味なんですね。わかりました。

○**田口委員** 歩道の自転車通行というのが出ていましたが、私は、非常に気になるのが子供なんですけれども、人は右、自転車は左というのは今もそのままなんですよ。しかし、今、自

転車の右側通行が物すごく多いですよ。私は、延岡におりまして、県道稲葉崎平原線かな、高校生とか中学生の自転車が物すごく通るところなんです、それはよくこの子たちは平気で走れると思うぐらいめっちゃくちゃですよ。私らの目の前にパトカーと一緒に走っていても何も言わないし、だから、私がたまに窓開けて「お前たちは左走らんか」と言ったりするんですけども、これは警察の指導、それと学校現場での指導はどのようになっておるのかちょっと教えてください。

○**中原交通部長** 今、委員の指摘のあった件はですね、自転車は左というのは、これは軽車両ですから車両ですので、車道上を走る場合には左側通行でございます。ただし、今回ちょっと改正しておりますけれども、歩道を通ってもいいというふうになっているんですね。今も宮崎市内の7割ぐらいは、歩道は自転車が通ってもいいという交通規制になっていますけれども、歩道上は右でも左でも構わないわけでありまして。ですから、車道であれば左側を歩いていくというのは当たり前ですね、交通の流れに乗ってますから。これは反対に走るということは非常に難しいと思いますけれども、歩道上は相互に交通といいますか、こっちから行く者もおれば、自転車で来る者もおるんですね。そうすると左側通行している者もおれば、右側通行という格好になる者もおるわけですけども、だから、歩道上は左側通行ということじゃございません。ただし、歩道を通ってもいいよということになっておっても、あくまで歩行者の妨害にならないように歩道の車道側を通行しなさいと。歩道上は歩行者が優先ですから。そういう解釈でございます。

○**田口委員** 歩道があるところ、橋通とかあんな

な広いところは、私らも、あんまり右側通っても別に車道の中を走るわけじゃありませんから、運転する側のほうとしては危険を感じないんですが、例えば、両方とも歩道がないようなところでは今、右側通行が物すごく多いんですよ。私は、娘が今中学生ですけど、「お前たちは学校でどんなことを教わっておるのか」と言ったら——これ、ちょっと学校側にはまだ確認してないんですが——うちの娘は、行きも帰りもこっち側、右側のほう、同じ方向のところを通りなさいと指導を受けていると、そんなばかな話があるかと言っているんですが、もし、それが事実だとすれば、そういう学校そのものが、右側通行を勧めているような、道路が狭くて片一方だけ路肩の白い線があるんですけれどもね。そういうのを認めているというのは非常に、何か法律を——これは法律になるのか知りませんが、法律違反を学校が勧めているようなところもありますし、非常に危険。朝は学生が同じ方向だけじゃなくていろんな学校に行きますから、見ている、よく事故に遭わんと思うぐらいなものですから、左側通行というのをもう少し徹底してほしいなというのがあるんですが。

**○中原交通部長** 御指摘のとおりだと思います。我々も学校と連携しながら学校での自転車安全教室等々開催しておりますけれども、そういう実態がもしあるとすれば、確かに、そこで言葉が足りなかった点があるんじゃないかと思えますので、今後、車道上は原則左側通行と、そういうことも、今回の改正点の啓発も含めまして、指導してまいりたいと考えております。

**○押川委員長** ほかにはもうありませんね。

**○川添委員** 報告事項で損害賠償額3ページ。これは県有車両の交通事故なんですけど、車両の自動車保険の付保状況ですね。どういった車両

にかけて、かけない車両がどれぐらいあるかというのはいくらもわかりませんか。

**○橋本警務部長** 4輪、2輪含めて車両全部で940台ほどありますけれども、すべて自賠責保険には当然入っているということでございます。それに加えて、任意保険に加入している状況でございますけれども、任意保険に加入しているのは、4輪車661台ありまして、500台は保険に加入しています。2輪車については279台ございまして、45台の加入ということでございますが、基本的な考え方は、いわゆる道路交通法上の緊急車両として指定を受けているものについては、ほぼ100%加入させていると。それ以外の緊急車両の指定を受けてないものについては、その使用頻度等々見ながら加入をしてないと。というのが、やはり1台当たり4輪車で言えば年間8,000円の保険料、2輪車であっても6,500円程度保険料がかかるものですから、そういうことを考えると、費用対効果を考えれば、事故率の高そうな、事故を起こす可能性が高そうなものを中心に保険をかけていると、こういう状況でございます。以上です。

**○川添委員** わかりました。あと、先ほど組織の内容のお尋ねの話がございましたけれども、先般、大阪の橋下知事が警察のほうに職員の削減のお願いの交渉をしているのが報道されたわけなんですけど、今、県警の職員数とそれから政令で指定されている職員数は警務部長、おわかりになりますか。

**○橋本警務部長** 警察法施行令で定めています警察官の数は1,961名ということでございます。

**○川添委員** これは最近数年間の推移といえますか、そこ辺の状況はわかりますか。

**○橋本警務部長** 平成15年以降、昨今の治安情勢を踏まえまして、150名の増員を行っていると

いうことでございます。

○川添委員 わかりました。

最後に、最近いろいろと話題になっている、犯罪捜査の取り調べの可視化ですよね。これが警察庁で先般指針が出されて、鹿児島の方で何か監督官が設置されるなど、いろいろ試行が始まっていると、その中で国会ではいろいろ議論も続いている中で、今後、県警としては、どういったスケジュールというか、取り組みで考えていらっしゃるのでしょうか。

○松尾刑事部長 委員が今、おっしゃいましたものは、これは取り調べの適正化でございますね。これは本年の1月に警察庁が警察捜査における取り調べの適正化指針というものを出しました。その後に取り調べ適正化のための監督に関する規則とか犯罪捜査権を一部改正するなどしております。要するに、取り調べを外部からチェックすると、不正なことを行わないようにですね、そういうものを強化されたということでございます。我々も今後、秋近くからですね、要するに、全国的に試行といいますか、試しの行い、こういうものをやっていこうと。これによって適正捜査を推進していきたいと、そのように考えております。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして警察本部を終了いたします。執行部の皆様、御苦勞さまでございました。

暫時休憩いたします。

午前11時15分休憩

---

午前11時24分再開

○押川委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました報告等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて

終了した後にお願いいたします。

○渡辺教育長 教育委員会でございます。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭にお礼を申し上げさせていただきます。さきで開催されました「みやざき県民総合スポーツ祭」開会式に際しましては、押川委員長を初め、委員の皆様方に御臨席をいただき、まことにありがとうございました。この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

また、5月の常任委員会の県北調査並びに県南調査におきましては、県立延岡わかあゆ支援学校高千穂校、県立小林秀峰高校を初め、各学校等を調査していただきまして、委員の皆様から貴重な御意見を賜ったところでございます。改めてお礼を申し上げたいと存じます。

それでは、説明に入らせていただきます。お手元の文教警察企業常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次をごらんください。本日御説明いたします事項を記載いたしております。まず、今期定例会に提出しております議案のうち、教育委員会関係は一番上の報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」1件であります。

次に、議案以外の議会提出報告は、「平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」であります。その他の報告事項は、一番上にございます「公立学校の耐震化の状況について」外4件でございます。私のほうからは以上であります。引き続き、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井上財務福利課長 財務福利課でございます。財務福利課関係について御説明申し上げます。

初めに、平成19年度繰越明許費についてであります。お手元の平成20年6月定例県議会提出報告書の193ページをお願いいたします。この

ページは平成19年度繰越明許費繰越計算書の最終ページに当たる箇所ではありますが、下から3番目の教育総務費、県立学校耐震対策事業の欄をごらんいただきたいと存じます。本件は、平成19年度に予定しておりましたみやざき中央支援学校の中学部普通教室等の耐震補強工事につきまして、国庫補助金交付の内示を受けた時期の関係により、同年度中に必要な工期を確保できない状況となりましたことから、さきの2月定例県議会において、明許繰越の御承認をいただき、本年度へ9,182万5,000円を繰り越すこととなったものであります。なお、現在その工事は順調に進んでおりまして、来年1月末竣工の予定でございます。

続きまして、資料変わりますが、常任委員会資料の1ページ目をお願いいたします。公立学校の耐震化の状況についてであります。御承知のとおり、文部科学省は、去る6月20日、本年度の公立学校施設の耐震改修状況調査の結果を公表したところであります。これによりますと、本県における耐震化の状況は、県立学校及び公立小中学校とも全国においては上位となっているところでありますが、なお存します耐震補強が必要な建物につきまして、早期に所要の対応を図りたいと存じております。本年4月1日現在の県内の学校の耐震診断及び補強の実施状況についてであります。1の表にありますとおり、診断率は県立学校につきましては、C欄の昭和56年以前に建設された耐震診断が必要な建物451棟について、その2段下のE欄にありますとおり99.1%、また、公立小中学校につきましては、C欄の1,134棟について、2段下のE欄のとおり97.8%となっております。なお、そこには記していませんが、公立小中学校の診断率には、簡易な調査である優先度調査の実施分も

含まれておりますため、これを除きますと、診断率は76.4%となるものであります。

次に、耐震化率につきましては、県立学校につきましては、A欄の全棟数699棟について、下から2番目のG欄にありますとおり83.0%、また、公立小中学校につきましては、A欄の全棟数1,792棟について、下のG欄のとおり71.4%であります。なお、一番下のH欄にありますとおり、本県の学校の耐震化の全国順位は、県立学校、公立小中学校ともに第10位という状況になっております。

次に、去る6月18日に公布施行されました2の「地震防災対策特別措置法改正法」についてであります。同改正法によりまして、大規模地震により、倒壊等の危険性が高い公立小中学校等の建物を対象として、国庫補助率かさ上げの特例措置が講じられることとなりました。その適用期間は、平成20年度から平成22年度まで3カ年の時限措置となっております。かさ上げは、耐震補強事業につきましては、2分の1から3分の2へ、補強が困難でやむを得ず行う改築事業につきましては、3分の1から2分の1への規模となっております。このほか、資料には示していませんが、地方財政措置の拡充も講じられることとなりますため、各事業全体に係る地方負担分は耐震補強事業については、従来の31.25%から13.3%にまで、改築事業については、従来の26.7%から20.0%にまでそれぞれ圧縮されることとなっております。今後、こうした地方負担の軽減措置を積極的に活用しながら、さきにも申しましたとおり、学校の耐震化により一層努めてまいりたいと存じます。財務福利課につきましては以上でございます。

**○黒木学校政策課長** 学校政策課でございます。本年度の県立高校入学者選抜における旧学区外

からの合格状況について御説明いたします。

常任委員会資料2ページの1をごらんください。今春の県立高校入試においては推薦、一般入試、二次募集を合わせた普通科全体の旧通学区域外からの合格者は153名でありました。これは合格者総数3,436名の約4.5%に当たります。

2の通学区域撤廃に伴う異動状況であります。これまでも例年転居等で通学区域外からの合格者が50名程度ありましたので、通学区域撤廃に伴う旧通学区域外からの合格者の増加は100名程度であったと考えられます。これは合格者総数の約3%に当たります。資料にはございませんが、これまでに通学区域制度を撤廃した15都県の調査では、撤廃した年の通学区域外からの異動の割合が1.5%から10%程度でありましたので、宮崎県におきましても同様の結果であったと言えます。

次に、3は、選抜検査別の状況です。(1)の推薦入試の表は、推薦入試において、旧通学区域外からの普通科の志願者が合計70名いて、そのうち49名が合格したこと、その志願者70名は、普通科の推薦入試志願者1,382名の5.1%であること、合格者の49名は、普通科の推薦合格者864名の5.7%であることを示しております。(2)の一般入試、(3)の二次募集入試の表も同様であります。なお、一般入試合格者の中には、理数科等の普通科系専門学科を第1志望としていて、第2志望の普通科に回って合格した者も含まれております。

それでは、次に3ページをお開きください。この表は、旧通学区域から各普通科高校へどのような異動があったかを示したものです。例えば、一番上段の宮崎大宮高校普通科には申間から1人、北諸県地区から2人、西諸県地区から1人というふうに合計28名が旧通学区域外から

合格し、それは大宮高校普通科全合格者の8.6%に当たることを示しております。表を縦に見ますと、例えば、1列目は宮崎地区からは、都城西高校に1人、妻高校に5人、高鍋高校に13名が合格したことを示しております。全県的に見ますと、宮崎と西都・児湯地区、あるいは延岡と日向地区といった交通の便のよい近接した地域間での異動が多いことがわかります。本年度の旧通学区域からの異動はこのような状況でありましたが、通学区域制度の廃止を踏まえ、各高校が魅力と特色のある学校づくりを一層推進し、中学生が各高校の特色をしっかりと理解した上で、行きたい高校に行けるように、意欲を持って学習に取り組むよう、今後とも、学校等と連携しながら、いろいろな取り組みを推進してまいりたいと思います。学校政策課からは以上でございます。

**○堀野教職員課長** 教職員課関係につきまして御説明申し上げます。

お手元の平成20年6月定例県議会提出議案の35ページをお開きください。報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」であります。恐れ入りますけれども、平成19年度宮崎県一般会計補正予算(第6号)につきましては、40ページをお開きください。一番下の教育費の欄であります。教育総務費につきましては、平成19年度の退職者及び退職手当支給額が確定したことに伴いまして、4,549万9,000円の減額補正を行ったものでございます。その主な要因は、勸奨退職者の減により、退職手当額が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、別の冊子になりますけれども、平成20年6月定例県議会提出報告書の193ページをごらんいただきたいと思います。「平成19年度宮崎県繰越明許費繰越計算書」の教職員課分について御

報告いたします。下から3段目の免許管理システム開発事業でございます。これは平成21年度から実施されます教員免許更新制を円滑に運用するため、国の全額補助で、全国の教員免許情報を一括で管理する教員免許管理システムを、他の都道府県と共同で開発するとともに、そのシステムに本県の免許データを入力するものであります。この事業につきましては、教員免許管理システムの開発に相当な期間がかかることなどから、国において2月の補正で予算化されたもので、2月定例県議会におきまして補正予算と明許繰越の承認をいただき、1,800万円を繰り越したものでございます。現在、他の都道府県と共同でシステムの構築に取り組むなど、教員免許更新制の円滑な運用に向けて準備を進めているところでございます。以上でございます。

**○得能スポーツ振興課長** よろしくお願ひいたします。お手元の委員会資料の4ページをごらんいただきたいと思ひます。

指定管理者の第二期指定についてでございます。初めに、教育関係の公の施設に関する条例に基づき管理をしております、宮崎県体育館と宮崎県ライフル射撃競技場における第一期の管理運営実績についてでございます。(1)の指定管理業務の概要ですが、施設名及び設置目的については、記載しているとおりでございます。また、指定管理者は、財団法人宮崎県スポーツ施設協会を指定しており、指定期間は、平成18年4月から3年間としております。(2)の施設利用状況ですが、制度導入前の17年度から3年間の施設利用者数や申請件数などの推移を示しております。ごらんのように、平成19年度に利用者数が伸びてきております。さまざまな大会開催での利用が多かったこともその要因であります。指定管理者の利用者サービスの向上が

高い利用率につながっているものと考えているところでございます。(3)の施設収支状況ですが、各年度とも指定管理料に利用料金や自主事業収入を加えた収入で管理運営が賄われており、収支計画書どおりの運営がなされているものと評価をしております。なお、県体育館及びライフル射撃場においては利用料金制を導入しているところでございます。(4)の平成18年度から19年度における管理運営状況についてでございます。制度導入を契機とした取り組み状況を示しておりますが、開館日や利用時間の弾力化などによります利用者に対するサービス向上や、利用者満足度調査を実施しての管理運営改善などに取り組んでいるところでございます。

次のページをごらんください。(5)の第一期に対する評価であります。施設の管理運営については、一般利用者や県の施策でありますスポーツランドみやぎづくりの中核施設としての役割など、協定書に基づいた適正な業務が履行されていると評価をしております。また、公平な利用に対する配慮や施設機能の保持など、公共施設としての役割を果たすとともに、歳出削減も図られているところでございます。一方で、スポーツの普及振興を目的とした自主事業に対する取り組みについては、さらに積極的な取り組みが必要であると考えているところでございます。

次に、2の第二期の募集方針(案)についてでございます。第二期の指定については、第一期指定期間の実績や評価を踏まえ、第二期募集に反映させることを基本的な考え方としております。(1)の業務の範囲と(2)の指定期間は第一期と同じ内容でございます。(3)の基準価格は、第一期の契約額などを踏まえまして、年額で3,228万3,000円を設定しているところで

ございます。(4)の利用料金ですが、平成17年度から3カ年の使用料収入額の平均によりこの金額を設定いたしております。(5)の募集、(6)の資格要件については、行政経営課が示しております考え方にに基づき同様に実施することとしております。

次のページをごらんください。(7)の審査項目と配点についてでございますが、選定基準ごとに審査項目と配点を示しております。今回、選定基準に⑤の地域への貢献等を加えるとともに、審査項目に、利用者満足度の把握や苦情・要望対応、運営改善への反映と個人情報保護、情報公開への対応を加えております。審査項目ごとの配点につきましては、次回の選定委員会で審議していただく予定でございます。(8)の選定ですけれども、候補者の選定につきましては、一次審査で申請書類に基づいて資格等の審査をし、その後二次審査で選定委員会を開催し、申請者に対するヒアリングを実施いたしまして、候補者を決定する計画でございます。

次のページをごらんください。指定管理者候補者選定委員会の構成をお示ししております。5名の委員で構成しており、3名の委員を外部から入れております。(9)にリスク管理と責任分担を示しております。内容については、第一期と同様でございます。

次のページをごらんください。3の今後のスケジュールでございますが、全庁的な取り組みに従いまして、11月議会において議案として提出する計画でございます。

次のページをごらんください。総合運動公園有料公園施設についてでございます。総合運動公園有料公園施設につきましては、「宮崎県総合運動公園の管理及び使用に係る事務委任に関する規則」に基づき管理をしている施設ござい

まして、陸上競技場など全部で21の施設を管理しております。第一期の管理運営実績についてですが、施設名、設置目的については、記載のとおりでございます。指定管理者、指定期間は財団法人宮崎県スポーツ施設協会を3年間の期間で指定しております。(2)の施設利用状況ですが、利用者数、申請件数ともにほぼ前年度並みで推移しておりますが、利用料金収入については、19年度が減少しております。この主要因としましては、陸上競技場スタンドの耐震工事のため利用者数が減少したことや、18年度に開催されましたプロ野球オールスターゲームといったイベントでの利用がなかったことが考えられるところでございます。(3)の施設収支状況ですが、17年度と19年度において収支差額がマイナスとなっておりますが、これにつきましては、前年度の繰り越しなどにより補てんしている状況でございます。おおむね収支計画書どおりの運営がされていると評価しているところでございます。(4)の管理運営状況ですが、県体育館での取り組み同様、利用者サービスの向上や適切な施設管理に積極的に取り組んでいると考えております。

次のページをごらんください。(5)の評価につきましても、一般利用者やプロスポーツキャンプの中核施設として、施設の設置目的を理解した十分な取り組みがされているとともに、歳出の削減も図られていると評価をしているところです。課題としましては、施設の利用促進やスポーツの普及振興に関する自主事業としての取り組みについて、その計画性や実現可能性において検討が必要であると考えております。

次に、2の第二期の募集方針(案)についてでございます。(1)の業務の範囲と(2)の指定期間は第一期と同じ内容でございます。(3)

の基準価格ですが、第一期の基準価格や指定管理者の提案額、また収支状況を勘案いたしまして、年額で3億8,472万6,000円といたしております。(4)の募集以下の項目につきましては、県体育館における手続と同様でございます。指定管理者の第二期指定については以上でございます。

続きまして、宮崎県スポーツ振興基本計画についてでございます。資料の14ページをごらんください。宮崎県スポーツ振興基本計画は、スポーツ振興法、国のスポーツ振興基本計画、さらには本県のスポーツの現状と課題を踏まえた上で、平成15年4月に策定され、15ページにお示ししておりますような体系に基づき施策を推進してまいりました。

再度、資料の14ページをごらんいただきたいと思います。今回の基本計画の改定につきましては、2の改定理由に記載しておりますが、①の本県計画策定から5年を経まして社会環境やライフスタイルなどの変化、国におけるスポーツ振興基本計画の改定、また本県振興基本計画におきましても、中間年度での見直しがうたわれておりますことから、今回見直しを行うものでございます。改定に当たりましては、諮問機関でありますスポーツ振興審議会の審議やパブリックコメントの実施などにより、県民や関係機関の意見を反映させていく予定でございます。以上でございます。

**○川井田全国スポーツ・レクリエーション祭推進室長** 同じく委員会資料の16ページをお開きください。第22回全国スポーツ・レクリエーション祭宮崎県実行委員会設立総会及び実行委員会事務局開設等についてであります。平成21年10月に開催いたします本大会への取り組みを官民一体で全県的に推進するため、5月13日に県実

行委員会の設立総会及び第1回総会を開催いたしました。総会におきましては、実行委員会の会則や平成20年度の事業計画と収支予算案の承認をいただいたところであります。総会終了後には公募いたしました祭典スローガン、マスコットデザイン、愛称の最優秀賞者の表彰式を行うとともに、県庁3号館5階に看板を掲出し、実行委員会事務局を開設いたしました。

次に、マスコットキャラクター「ザッキー」の着ぐるみ制作発表を6月16日に知事室で行いました。頭からかぶる従来型と異なりまして、空気を入れて膨らますバルーンタイプの着ぐるみであります。全市町村の巡回PRキャラバンや県内外のイベント等に活用いたしまして、スポレクの周知を図ってまいりたいと考えております。今後、大会に向けての業務を通しまして、県民スポーツの活性化を図りますとともに、式典、宿泊、輸送等の実施計画を作成するなど、万全の体制で来年度開催の準備を行ってまいりたいと考えておりますので、委員の皆様のご理解、御支援をよろしくお願いいたします。以上でございます。

**○押川委員長** 以上で執行部の説明が終わりましたけれども、12時が近くなりましたので、質疑におきましては、午後1時からということによろしいでしょうか。委員の皆さん方よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○押川委員長** それでは、午後から再開ということによろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

---

午後1時4分再開

**○押川委員長** それでは、再開をさせていただ

きますが、私たち党議でおくれましたことを、執行部の皆さん、そして4名の皆さん方にも心からおわびを申し上げたいと思います。

午前中説明を終わりましたので、午後からは質疑ということで、報告第2号と報告事項のまずここから協議をさせていただきたいと思しますので、このことについて御質問のある方はよろしくお願いたします。

○井本委員 指定管理者の制度ですけれども、3年間というのは短過ぎるんじゃないかという話を……。

○押川委員長 今言ったように、報告第2号「専決処分の承認を求めることについて」と平成19年度宮崎県繰越明許費関係のこの2点についてまず協議をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、その他の報告事項ということで受けたいと思います。

○井本委員 指定管理者制度の問題ですが、3年というのが短過ぎるんじゃないかという話をよく聞くんですが、その辺のことはどうですか。

○得能スポーツ振興課長 3年ということで現在考えているところでありますけれども、その3年としましたのは、非常に変化の激しい社会であるということで、そういう社会情勢の変化に対応するという点が一つございます。それから、指定管理者、その団体に対して広く門戸を広げるといようなことで、早いサイクルがある意味必要ではないかといったような観点がございます。それから、関係課と協議すべき課題も幾つかございますので、そういったような観点から、いろんな整備をした後に素早く対応ができるようにといったようなことから3年間としているところでありますけれども、いずれに

しましても、県民の方へのサービスと施設の管理というところをしっかりとやらなければいけないというふうに考えているところでございます。

○井本委員 ですから、相手方、指定管理で入っている業者さんのほうからは、そういう話は聞かないですか。

○得能スポーツ振興課長 特に期間についてのお話はございません。

○萩原委員 財務福利課長、委員会資料の1ページ、地震対策、いわゆる耐震の問題ですが、時限措置以内3カ年で全部できそうなんですか。

○井上財務福利課長 耐震化の率をごらんいただきますと、特に公立小中学校の場合71.4%という現状でございますので、今から市町村に頑張ってもらわなければならないわけでございますけれども、この数値を見ますと、今の時点で100%可能であるという見込みが今確実にあるとは申しかねる状況かと思っております。ただ、この耐震化の促進へ向けて、我々もできるだけ努力をしてみたいと思っております。

○萩原委員 公立は市町村も負担する部分があるんですが、小中学校の公立の部分の県の補助金、それから県立学校の83%の残りの17%、これにおおむねどのぐらいの予算が——国庫補助は2分の1から3分の2になったわけですが、おおむねどの程度の予算が必要なんですか。

○井上財務福利課長 耐震化は建物についての補強工事でございますので、建物ごとに考える必要があるわけでございますけれども、当然建物の大きさがさまざまでございます。一律には申し上げられませんが、国においては今回の特例措置を講じるに際して、1万棟見込みで総額1兆円ということをお願いしておりますので、これで見ますと、1棟当たり1億円が見込まれてい

るということになるかと思えます。私どもの経験から申しまして、1棟当たり平均1億というのはちょっと高目かとは思われますけれども、国においてはそういう前提になっているということでございます。市町村立の学校について、今、県費の措置はございません。国庫補助の内容につきましては、冒頭申し上げたとおりでございます。

○萩原委員 ということは、大体、概算でもいいけれども、予算の計算はしていないということですね、どの程度かかるというのは。

○井上財務福利課長 耐震が終わっていない棟数は、1,792棟の3割でございますから400棟ぐらいになりますけれども、これが仮に1億円だとすると400億円、そういう形になります。ただ、建物の大きさは本当にまちまちでございますし、補強工事について1棟1億円というのは、ちょっと大目の見積もりになりますので、そこは今確実に、市町村立学校について総額で幾らというのは、ちょっとにわかには申しかねる状態でございます。

○萩原委員 もういいです。

せっかく次長が自重して座つとるから、3人の次長にそれぞれの次長のテリトリー、範囲を簡単に。例えば寺田教育次長はどういうところが守備範囲です、一原次長はどうですと、ここで3人……。

○一原教育次長 私の所管ですけれども、総括ということで、すべてということなんですけれども、実質的には職員の関係ですね。職員の問題、定数、管理、これに関して主にとということになっておりますし、また、当然対外的なもので問題が起きた場合については、3次長を総括して、いろいろ意見を聞きながら、私のほうで処理していると、そういう形になっております。

○寺田教育次長 私は政策担当次長という名前がついております。私の分担は、長期計画の進行管理といいますか、そういうものとか、あるいは新規教育施策の企画立案、そういうものを一応担当しております。それから、県立学校の特別支援学校の再編整備に関する担当をやっております。大体主なものは以上でございます。

○満丸教育次長 教育振興全般ということになります。担当課で申し上げますと、生涯学習課あるいは文化財課、さらにはスポーツ振興課、人権同和教育室を中心として所管しております。以上でございます。

○福田委員 指定管理者制度の9ページのことをちょっとお聞きしたいんですが、今お受けになっている宮崎県スポーツ施設協会、これは財団法人ですよね。これの出捐金を拠出されている組織はどういうところでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 済みません、ちょっと聞きとれなかったんですが。

○福田委員 財団法人宮崎県スポーツ施設協会の出捐金、これに主たる拠出をしているところはどこですか。出捐金、一般の会社でいうと出資金。それから、あわせて、その役員構成。どういう役員構成になっているか。もう一つ、当時この応募があった段階で、どういう企業や団体が募集に応じられたか、前回ですね。それをちょっと教えてほしいんですが。

○押川委員長 出捐金と役員構成とどういう企業なり団体が出たかということで3点であります。スポーツ振興課長、よろしいでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 まず、3つ目の御質問からお答えさせていただきたいと思いますが、第一期の応募の状況でございますけれども、現場説明会に9つの団体が参加をされたところがあります。そして、その中で、その後、実際に

応募されたのは1社だけということでございます。あとの2つにつきましては、しばらくお時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

**○図師委員** 学校政策課のほうにお伺いしたいんですが、県立学校等の旧通学区域外からの合格状況等についての御説明をいただいたんですが、これを見ますと、地元のことですと、西都・児湯地域から校区外、通学区外へ出られた方が54名おります。これは宮崎地区に行かれた方だけで54名、逆に宮崎地区から西都・児湯に来ていただいた学生は18名、もっと広い目で見ますと、宮崎地区に通学区外から入られた方が70名で、宮崎地区外に出られた方が19名。何が言いたいかというと、バランスが崩れていると思うんですよね。それは学生が選べるようになった、保護者との話し合いで選べるようになったからやむを得ないんですが、これはこのままですと、いわゆる県内の学力の偏在が出てくる。もっと言うならば——私、卒業は高鍋高校なんですが、私たちのころは、高鍋高校は地区の中でも進学校で、国公立大進学者が100名を超えとか、そういううたわれとか目標があったものですから、高鍋に行こう、高鍋に行こうという学生も多かったんですが、恐らく今、高鍋高校は国公立100名は切ってきていると思うんですよね。おまけに、都農高校というところにも普通科があったんですけど、これは廃止になってしまっていて、学力の偏在といいますか、なおかつ、じゃその進学率、国公立に行く学生が減ってきているにもかかわらず、そこに行きたくて勉強したいという学生はさらに減ってくるんじゃないかというふうにも考えられるんですが、このあたりに対して、何か課長、お考えはありますか。

**○黒木学校政策課長** ただいま御指摘がありました宮崎地区から西都・児湯地区に入学した生徒が18名で、西都・児湯地区から宮崎地区の高校に入った生徒が54名ということで、人数的にアンバランスがあるんじゃないかという御指摘でしたが、一つには、宮崎地区の普通科の定員と、それから西都・児湯、妻高と高鍋高校の定員の比が大体3対1になっておりまして、そういうのも一つは背景としてあるのかなというふうに思っております。それから、人数については、先ほど御説明申し上げたとおりなんですが、学力の変動については、なかなかつかみにくいところがございます。といいますのは、一つは学力検査の結果が参考になると思うんですが、合否判定が学力検査の結果のみではなくて、面接の結果とか中学校から送ってまいりますいろんな調査書等を資料として判定いたします。それから、学力検査そのものが全体で言いますと大体3分の1ぐらいは推薦で受験していないと。普通科にあつては4分の1ぐらいが受験していないということで、学力実態の変動というのはなかなかつかみにくいところがございます。学力的なアンバランスが生じるんじゃないかという御指摘でしたが、中学生はそれぞれ高等学校の特色、いろんな取り組み等を理解した上で、自分の興味関心、または能力適性に応じて学校を選んでいくものというふうに考えております。

**○図師委員** 学力重視はもちろん大切なことではあるんですが、例えば高鍋から西高なり大宮に行けば、電車で最低1時間。私、山の中なんですが、木城から出て行けば高鍋駅に行くまでまた1時間、往復4時間。その間、結局生徒は地域にいない、家族と一緒にいけない。学力は上がっても家族関係、地域関係が希薄になるとか、何かマイナス面も出てくるんじゃないかな

という危惧があります。ただ、これが方針ですから、また前年度から始まったことですので、これからまた調査なり見守っていくところも必要かと思うんですが、実際これは普通科ですけど、普通科以外でも、例えば西高でいうと理数科とか、ほかの宮崎地区の高校に、ほかの科に流れている学生もまだ数的にはいると思うんですよね。逆に、私、これは提案なんですけど、地方の高校ほどもっと特性を持たせるために、例えば高鍋高校にも理数科をつくるとか、福祉科をつくるとか、スポーツ専攻科をつくるとか、周辺の高校ほどそういう色の違うというか特色のある科の配置なんかを考えられると、普通科に行きたいのは宮崎区にやむを得ないと、その分、専門性を持つ科は地域に行くとかいうような意味でバランスがとれないのかなと思いますけど、いかがですか。

**○黒木学校政策課長** ただいまの御意見なんですけど、既に理数科は、延岡、それから宮崎、都城と3つございます。それに加えてさらに理数科をつくりますと、なかなか子供たちは選択に迷う部分も、特色が特色でなくなる部分もあるのかなというふうに考えるところなんですけど。

**○図師委員** 理数科にこだわる必要はないんですよ。何か別の、例えばサイエンス科とか、私学のほうでは、そこでも資格が取れるような介護なり、福祉に限らなくてもいいんですが、トリマーとか——専門学校になりますかね——何かそういうものの新設なんかはお考えはないですか。

**○黒木学校政策課長** かつてある学校で、非常に特色のある、例えば歴史科とか、そういうのを考えられた学校もあったというふうに聞いてはいるんですが、果たして非常に特色があると、そこに40人定員なら40人定員で生徒が集まるか

といった問題もございますし、それと当然出口の問題ですね。その歴史科なら歴史科で歴史を学んで、じゃその次どこに行くのか、そしてどういう就職に結びつくのかというようなことまできちっと検証した上で考えないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

**○図師委員** 本当に学力を向上させるのも必要ですが、人間性なり家族力、地域力というもののバランスを見ながら、また学校の通学区制の見直しというのは見守っていきたいと思います。ぜひ担当課としても、その検証は進めていただきたいと思います。

**○太田委員** 財務福利課のほうですが、例の耐震の問題です。これは国の地震防災対策特別措置法というのが年度途中で成立したんじゃないかと思うんですけど、それで、これは平成20年度から3年間ということではありますが、例えばもう既に20年度、市町村で耐震化に旧補助で着工しているところあたりは、この新しい補助に切りかえられるのかどうか、ひとつ。

**○井上財務福利課長** 確かに法の施行は6月18日からでございましたけれども、文部科学省は本年度予算分からこの特例措置を適用するというふうな方針でございます。

**○太田委員** わかりました。そしたら可能であるということだろうと思いますが、それと本年度、20年度から始まるんですが、20年度、耐震化を図ろうとするところがどのくらいあるかというのはわかりますか。県の場合はわかると思いますが、市町村では計画としてどのくらい本年度やるんでしょうか。

**○井上財務福利課長** 市町村につきましては、まだ全体の今年度の着工の見込みというのはとらえていないところでありますけれども、今、むしろ、より多くの改修工事ができますよう促

進しているところでございます。県立学校について申しますと、10校11棟について行うこととなっております。ちなみに、予算は10億円超でございます。

**○太田委員** わかりました。次に、スポーツ振興課のほうにお伺いします。この指定管理者のことではありますが、わかりやすいところで言うと、この資料の9ページの総合運動公園の施設収支状況というところの収入のところ、うち指定管理料（委託料）というのがありますが、これは県が委託料を出しているということだろうと思います。17年、18年、19年を見た場合に、初年度だけは初期投資があるからということだろうと思いますが、4億2,000万、18年度、19年度が3億6,000万ということで固定してありますよね。これはそういうことでいったんだろうと思いますが、そうすると、今度は4ページの体育館関係の指定管理料、これは17年度が4,600万、18年度が3,200万、19年度が2,900万ということで、ここはちょっと年度にばらつきがあるんですが、これは先ほど説明された中にありましたかね、どうでしょうか。

**○得能スポーツ振興課長** 9ページでございます運動公園のほうの委託料ですけれども、基本的に平成18年からの委託ということになるわけなんです、原則的に単年度、要するに同じ額で3等分するという形になるのが正しいやり方なんですけれども、4ページのほうは、第一期目、実は同じような配分でいくところだったんですけれども、実は17年度の時点で、18年度にはアスベストの工事を県体育館で実施するというふうな見込みがあったものですから、その分、使用料収入が少なくなるという見込みもありましたことから、話し合いによりまして、18年度、通常よりも多く配分させていただいたという状

況がございます。このような形で流しております。以上でございます。

**○太田委員** それでは、今度は6ページのところでありますが、やっぱりその指定管理者のことです。この経費の節減というところで、指定期間内に県が支払う管理運営費用の提案額ということで、いろんな業者が集まって、例えば9つの業者のうちはこのくらいの委託料でやれますということだろうと思うんですが、この辺の点数が10点ということで、どのような評価の中で点数が決まるのか。安ければ確かにいいだろうとは思いますが、その辺の他社との比較の中で、この点数はどのような考え方で点数化できるのかなと思ひまして、考え方をちょっと伺いたい。

**○得能スポーツ振興課長** まず、この審査項目及び配点につきましては、指定管理者制度の中の標準的な項目と配点が出してあります。これは他の指定管理者についても同様なんですけれども、標準として出されております。それで、それぞれの施設の状況に応じて若干の配点の区分が違ってきているという部分でありますけれども、実はこの③の経費の節減の部分につきましては、今回配点が10点ということでしてありますが、第一期では18点という配分がございました。しかしながら、これ以上の節減というのはそう見込めないと、余り節減をすると今度は業務に支障が出てくるおそれがあるといったようなことから、特に今回の配点につきましては、③の経費の節減を配点10点としまして、その分、④の管理運営能力を評価していく項目に配点を多くしている状況がございます。以上でございます。

**○太田委員** わかりました。では、最後にしますが、3年間ということでまたお願いすること

になろうかと思いますが、常識的に考えた場合に、3年間受けたところが、また3年後にころっと変わって別なところに行ったりするというのは、やっぱりなかなか難しいかな、いわゆるそこで採用しておいた人たちが、あしたから来なくていいですよというふうになるのですから、概して同じ業者さんが継続していくことが安定するんだがなという思いと多少の競争の原理とでは、そこ辺はどう考えたらいいのかと思ひまして、一般的には同じ業者さんが努力をしながらずっとやっていくことになるのかなという感じもしますが、その辺どうでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 実際に募集をしていって、その中で継続できなかったというようなことも当然あり得ることはありますが、実は現在、管理運営を行っている職員の活用についても、提案が可能ですよというのが募集要項の中にうたってございます。したがひまして、そういったこれまでの職員の活用を提案していただく内容によって、それも評価の対象として、継続雇用といったようなことにつきましては、側面的に支援をすることができるのかなというふうな考え方を持っているところでございます。

○田口委員 耐震のところでもちょっと教えてください。公立学校の施設というのが出ていますけれども、これは校舎、そして体育館も入っているんですか。

○井上財務福利課長 校舎、体育館、それに寄宿舎でございます。

○田口委員 そうすると、この間も新聞にも出ていましたけれども、延岡市の学校関係は一番耐震化がおくれています。これは私どもが市議会のときにもずっと市当局に対して言ってきたことではあるんですが、先ほど出ました特別措置法の改正で国の補助率が2分の1が3分の2

になると、これは3年間の特別措置ということですので、この3年間のうちにやれば一番いいんですけれども、これは3年たったらまたもとの2分の1に戻るということでよろしいのでしょうか。

○井上財務福利課長 今の法の内容から申しますと、平成22年度末までの措置ということになります。

○田口委員 そうなると、かなり延岡はまだ残っている部分が多いものですから、この中では延岡の自助努力ではなかなか難しい部分があつて、先ほど県費の支出は全然ないということでしたけれども、そういうときには何か特別に——これが何もなければいいんですけれども、この間の中国みたいなことになれば、学校によって大きな死傷者の差も出るという可能性もあるものですから、その辺の何か補助みたいなものは特に別になんていっていいんですかね、これは。

○井上財務福利課長 現在のところ、県費の措置はございません。これが今後どうなるか、ただいま申し上げることはできかねますが、ただ、延岡の現状を今申し上げますと、耐震化が進んでいない学校がなお121棟残っているのでございますが、このすべてについて耐震工事が必要ということではございません。延岡は耐震診断が一応100%ということになっているんですけど、簡易な診断ばかりでござひまして、これは1次診断、なお最終的な診断でございます2次診断まで進めますと、この121棟のうち耐震化が必要でない棟数が明らかになってまいります。そうしますと、実際今、見かけの未耐震化数よりは少なくなってくる可能性がございますので、私どもといたしましては、まず2次診断をやってくれるように、この進んでいない市町村についてはお願いしたいと考えているところでござひ

ます。

**○田口委員** 2次診断をすることによって、より優先度の高いところからやっていくということになるわけですね。

**○井上財務福利課長** そうでございますね。2次診断をいたしますと、耐震強度が明らかになってまいりますから、それは各市町村において強度の低いところから着手されることは当然に予想されると思います。

**○田口委員** ちょっと別の質問をさせていただきます。実は延岡は、例の九保大の学生が硫化水素自殺をして以来、立て続けに自殺が出ています。多分マスコミで出ているだけでも3件、3人亡くなって、その後、多分マスコミが自主規制しているのか何かお願いしているのか知りませんが、聞いているだけでも、その後に2人ぐらい亡くなっているんじゃないかと思います。非常に若い世代が5人ぐらい亡くなっているんですね。そういう意味では、若い学生たちに硫化水素自殺が美化でもされているかのような、ちょっと非常に心配している部分があって、特に延岡高校の周りでは2件、正門の入り口で亡くなり、もう一方も近くで亡くなったというふうに聞いております。そういう意味では、学校に与える影響も非常に大きいと思うんですが、学校の中で今、自殺といいますか、特に今、硫化水素が若い世代に非常に、何か美しく死ぬるというような変な風評みたいなものが広がっている部分がありますので、学校の中でそういう何か自殺について今緊急に話をしてほしい部分があるんですが、何かその対策は打っておりますでしょうか。

**○二見学校支援監** 特に自殺ということの予防で、学校で取り組みというのではないと思いますが、基本的には、命を大切にするという

視点で、道徳を初め学校教育全般で子供たちに指導しているのは確かでございます。特に硫化水素については、理科の実験で実際に出てくる内容でございますが、換気を十分するとか、理科の担当者がきちっと注意喚起した上で実験も進めていくような形をとらないといけないとは思っております。以上でございます。

**○田口委員** 心配なのは、先日、新聞のアンケートにも出ていましたけれども、「死にたくなることがある」とかいう比率も非常に高いですし、さっきも言いましたように、この間、延岡高校の正門の前で、学校にも窓まで閉めろというぐらいまで事件にもなっていますし、すぐその後も事件が何か近くであったというふうに聞いておりますので、非常に青春多感な時代、いろんな時代ですから、非常に与える影響も大きいんじゃないかと思いましたので、ちょっと今これを聞かせていただきました。

それと、もう1件、先ほど、警察の皆さんにもちょっとお聞きしたんですが、今、自転車の走行が非常に乱れているんじゃないかと思っております。というのが、無灯火とかではなくて——無灯火もあるんですけども——朝夕の通学のときに右側通行がひどいんですね。これは県内どこでもそうなんですけど、特に私の近くは、商業高校とか延岡学園、それから星雲高校、いろんな学校へ来ますし、逆によその工業とかに行ったりするものですから、自転車が入り乱れているんですが、ほとんどそれが右側通行がお構いなしといいますか、場所によってはそれに歩行者も入り乱れてと、よく事故が起こらんだという心配もしております。うちの娘は今中学生で、聞いてみますと、学校からは逆に、そこは道路が狭いからこっち側を通りなさいと、右側通行を推進しているような話も聞いておる

ものですから、これはどう考えてもおかしいんではないかと思うんですが、警察と連携をとりながら、交通安全、やっぱり人は右、これは小さいころから人は右、自転車は左というのは徹底して教わっておりましたから、今とても怖くて、自分が自転車に乗ったときは左側しか走れませんけれども、これが完全に麻痺してしまっているのではないかと思うんですが、そのあたりの学校での指導はどうなっておりますでしょうか。

**○黒木学校政策課長** ただいまありましたように、各学校で警察と連携しながら交通安全教室を開いたりとか、適宜交通安全については指導しております。ただ、今、委員がおっしゃった具体的にこのところはどういうところは、またいろんな事情があるんじゃないかなというふうに考えておるところなんです。

**○得能スポーツ振興課長** 先ほどの福田委員の御質問でございますが、申しわけございませんでした。よろしいでしょうか。役員構成についてでございます。会長がMR T放送の相談役の荒川会長さんでございます。それから、副会長が県のスポーツ少年団の本部長、そのほかに理事が6名ほどいらっしゃいます。内訳は、宮崎観光協会の専務理事、観光コンベンション協会の推進局長、県体育協会の専務理事、県立芸術文化協会の副会長、県レクリエーション協会の事務局長、それから県障害者スポーツ協会の事務局長という方々でございます。なお、出資金につきましては、いましばらくお時間をいただきたいと思っております。

**○福田委員** この役員構成の中で、県のOBは何人いらっしゃいますか。

**○得能スポーツ振興課長** しばらくお時間をください。

**○川添委員** 引き続いて、指定管理者、9ページなんですけど、まず1点目が、(3)施設収支状況の19年度の支出が3億7,100万ということで、これは17年度の支出の4億4,000万からすると、指定管理者になって7,000万減少してきたということで、一つのいい結果が出てきているんですが、基本的なところなんですけれども、この3億7,100万の支出の内訳について、中身がこの金額だけなんです。これは例えば指定管理者の協定書で指導するときに決算書は出していただくとは思いますが、支出の細かい内訳等について、これは所管課が把握していらっしゃる、資料を持っていらっしゃるのでしょうか。

**○得能スポーツ振興課長** 今、手元にございませぬ。

**○川添委員** じゃ細かい明細については一応把握して、資料を持っていらっしゃるということですね。

**○得能スポーツ振興課長** それも含めて確認をさせていただきたいと思っております。

**○川添委員** では、後ほど御報告いただくとして、上の施設利用状況なんですけど、これは一番上が施設利用者数、そして2段目が申請件数となっていますが、申請件数というのは御説明あったと思うんですけど、どういう意味になるんですか。

**○得能スポーツ振興課長** 利用についての団体の数でございます。

**○川添委員** ありがとうございます。団体の数で、上がこれは19年度で言えば、155万6,000人の利用ということですね。

**○得能スポーツ振興課長** そうでございます。

**○川添委員** この3カ年の推移を施設利用者数で見ますと、約10万人ほど減少していると思うんですが、施設利用料金も若干減ってきて

います。この減少というのは、いろんな要因はあると思うんですが、これは最後の15ページになりますけど、今度スポーツ振興基本計画のほうも改定して、地域スポーツの充実、スポーツランドみやぎ、市民スポーツイベントなど、県民総力戦の一環で、県民総参加型のスポーツの一つの宮崎市圏域の競技施設の中核になると思うんですけれども、減ってきている要因というのはどんなふうに把握していらっしゃいますか。

**○得能スポーツ振興課長** 特に9ページの資料でお話をさせていただきたいと思いますが、この19年度の利用者数の減少といいますのは、陸上競技場の改修工事を行ったという関係で、利用制限があったということでございます。基本的には、特に大きなイベント等がなければ、例年同じような形で推移をしているというふうに考えているところです。

**○押川委員長** ほかにございませんか。先ほどの件はまだ出ないですか。

**○得能スポーツ振興課長** 今ちょっと確認をしているところでございます。

**○押川委員長** どのくらいかかりますか、それを調べるのに。

**○得能スポーツ振興課長** ちょっと時間が確認できないんですけれども、今調べております。

**○福田委員** 私はこの数字を見ないと、ちょっと発言を間違うといかんから、9団体ヒアリングされて、1社のみ応募ということからわかりますね。指定管理者制度のスタートの時期ですから、それはもう県も非常に大事をとります。この受けられた団体も、言うなれば県が指導してつくられた財団法人で、ある程度そういうのをつくらんと、指定管理者制度にして最初ですから、大きい施設ですから難しいと思っている

方もいると思いますが、これから以降、官製の財団法人でありますと、なかなか実質的な競争力が働かなくなってくると思うんですね。今、国の団体でも非常に問題になっていますが、やはり実質的な県の、外面的には一民間団体、財団法人になるんですが、内容的には形を変えた、直接管理方式から指定管理者制度に変更されたわけでありまして、それが形だけの上で終わると、私は将来いろんなものに禍根を残すなということ——これは間違った発言かもしれませんが、そのときは取り消しますが——考えてどういう団体が出捐されているのかなど、役員構成はどうなのかな、その中に県のOBはどれくらいいらっしゃるのかな、そういうことをお聞きしたのでございます。第1回目は、これは初めてのことでですから、無難な指定管理者が受けていただいたと、行政の指導も十分効果が出る団体ですからよかったですと思いますが、これから先は、こういう指定管理者の中にも実質的な競争ができるようなシステムを構築されていくとよろしいかと思ひまして意見を述べました。あと、お話を申し上げましたから、出捐金、構成とか役員のOBは後でよろしいです。

**○押川委員長** 後ほど、質問に対する資料の提出をお願いしておきたいと思ひます。

**○川添委員** 先ほど、私もお願いした決算書の支出明細、これも実は今、福田委員がおっしゃったことと同じような趣旨なんですけれども、いろいろ経営努力をされて、委託料も段階的に——委託料といいますか、支出も経費も削減されながら経営努力をされていらっしゃるんですが、現在の委託料の3億6,000万が2年前から比べると6,000万減っているわけなんですけれども、それでも3億6,000万が適正なのかどうかというのを検証するためには、やはり料金収入なり利用

状況なり、それから支出の明細なりをぜひ検証していかなければいけないのではないかと思うんです。いろんな背景、公共的な背景もあるでしょうけれども、そういった趣旨で支出の明細を、協定書の中で、どういうふうに県が指導しながら、そこ辺の内訳、民間、財団のほうに指導して書類を徴求できるのかというところもちょっと確認して、委員会の場にプライバシーの面はしっかり守った上で開示できるのかどうかもお尋ねしたかったところです。以上です。

○押川委員長 スポーツ振興課長、よろしいでしょうか。

○得能スポーツ振興課長 はい。

○押川委員長 そういうことでお願いしたいと思います。

○萩原委員 スポーツ振興課長、さっき井本委員から話が出ました指定管理者の期間の3年間、これはたしか指定管理者を初めて採用していくから、短いけれども3カ年を一つの区切りぐらいにしたいという趣旨だったと思うんですよ。私はやっぱり5年ぐらいだと思うんですよ。というのは、働いている人たち、雇用者が不安定な気持ちになるんですね。3カ年、3カ年で、ひょっとしたらまた親方が変わるのか、あるいは自分の生首まで飛ぶんじゃないだろうかという不安感も抱いてしまう。いろいろ厳しいことも出ましたけれども、働く人たちの気持ちもひとつ十分考慮する必要があると。それと、ぜひ振興課として、働いている人たちの賃金はどの程度のベースなのか。今までは県がいろいろ外郭団体をしていると、賃金が高いとか何とかで、民間に任せれば経費が下がるんだということ、そういう名のもとにやたらと——例えば雇用者が常雇いなのか、あるいは非雇用なのか、派遣社員みたいな格好で採用しているのはどのぐら

いおるのか、その辺まで考えると、できれば最初導入した3カ年は、これは最初だから3カ年程度でとどめますが、望ましいのは5カ年ぐらいだという話を聞いたような記憶はあるんですよ。ですから、もう少し長いほうがある程度いいんじゃないかなと思っておりますので、その辺もひとつ検討していただきたいと思います。これは要望です。

○太田委員 福田委員が言われたことと関連するかもしれませんが、財団法人というのが県から何らかの出捐といたしますか、そういうものを受け取った場合に、指定管理者になり得るかどうかというところの何か基準はあるんでしょうか。例えば県議会の報告書の第1ページには、財団法人等「県が出資している法人の経営状況について」というので、ずっと名前が連なっておりますが、これは県が50%以上出資しているところの団体だと思っておりますが、例えば県から出資を公にいっぱい受けているところがこの指定管理者に将来なり得ることがあるのかどうか、その辺の基準は定められておりましたかね。

○得能スポーツ振興課長 ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○渡辺教育長 県が出資している団体であっても、例えば一ツ瀬の財団法人でゴルフ場の経営をやっていますけど、そこに受けている団体も県が出資している団体でありますし、その面についての制約はないというふうに認識しております。

○福田委員 別の件でお尋ねします。私の勘違いかもしれませんが、この県立高校の入試の方式で、例えば宮崎大宮、これは文科情報科と普通科の併願はできたんですかね。

○黒木学校政策課長 第1希望を文科情報科、

そして第2希望が普通科ということではできません。逆はできません。

○福田委員 その場合、ことしの実績で第1希望がかなわずに、第2志望にスライド合格した人はどれぐらいいらっしゃるんですか。

○黒木学校政策課長 ちょっと確認しますので、お時間をいただきたいと思います。

○押川委員長 後ほど、また学校政策課のほうも、先ほどの質問に対する資料を出していただきたいと思います。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、以上をもちまして教育委員会を終了させていただきます。

執行部の皆様、御苦労さまでございました。暫時休憩いたします。

午後1時56分休憩

---

午後2時2分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

報告事項等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明がすべて終わった後をお願いいたします。

○日高企業局長 説明に入ります前に、一言お礼を申し上げさせていただきますと思います。

押川委員長を初め各委員の先生方には、去る5月に実施されました県北・県南調査におきまして、私ども所管の北部管理事務所、それから猿瀬発電所を御調査いただきまして、まことにありがとうございました。御指導いただきましたことにつきましては、また今後の運営に十分生かしながら、事業の円滑な推進に努めてまいりたいと考えております。よろしくをお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきたいと思えます。

本日は、提出報告が1件、その他報告事項が1件でございます。お手元に配付いたしております文教警察企業常任委員会資料の目次をお開きいただきたいと思います。

上のほうのⅠの提出報告書関係につきましては、「平成19年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書」の1件でございます。これは、多目的ダムの渡川ダム管理用設備の更新工事でございます。ダム管理者でございます県土整備部が実施するものでございますが、事業費の一部を負担しております企業局におきまして、繰り越すこととしたものでございます。

Ⅱのその他報告事項につきましては、「一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第二期指定について」の1件でございます。これは、本年度をもちまして、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の第一期の指定管理者の指定期間が終了いたしますので、第二期の指定に向けまして準備を進めるものでございます。

これらのそれぞれの内容の詳細につきましては、担当課長のほうから説明させていただきたいと思えますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

私からは以上でございますが、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○岡田総務課長 私のほうから、予算の繰り越しから御説明したいと思います。

お手元の平成20年6月定例県議会提出報告書の後ろのほうでございますが、195ページ、青いインデックスで別紙19と表示しているところでございます。

電気事業に係る予算の繰り越しであります、

事業名は左から3列目ですが、「ダム施設整備事業」であります。この事業は県土整備部が実施するもので、渡川ダムにおける水の流入量や放流量などの計算を行うダム管理用設備の更新工事でございますが、システム設計の仕様検討に期間を要したために繰り越されたもので、事業費の一部を負担しております企業局においても繰り越すことになったものでございます。この工事の工期は9月30日を予定しております。繰越額は、真ん中のあたりに翌年度繰越額と書いておりますが、1億6,149万1,000円余でございます。

次に、委員会資料のほうでございます。資料の1ページをお開きください。一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における指定管理者の第二期指定について御説明いたします。

まず、1の第一期の指定管理者の管理運営実績についてでございます。これは、第一期の管理運営実績を踏まえまして、第二期の指定管理者の選定に生かしていくことを目的に実績を明らかにするものでございます。

まず、(1)の指定管理施設の概要でございますが、施設名は一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設、通称一ツ瀬川県民ゴルフ場と申しております。現在の指定管理者は、財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターで、指定期間は平成18年度から20年度までの3年間となっております。

(2)のゴルフ場の利用状況でございますが、指標としておりますゴルフ場の利用者数は、指定管理者制度を導入した18年度は3万8,520人、19年度は3万8,740人となっております、3万8,500人以上を確保している状況です。

(3)の指定管理者の収支状況でございますが、内容の収入の欄は、ゴルフ場の利用料金以外の

レストランや売店等の収入を含んでおります。18年度のゴルフ場の利用料金は1億269万3,000円、19年度は1億41万9,000円となっております。収支の状況、一番下の差額のところでございますが、18年度が147万円の黒字、19年度が235万9,000円の黒字となっております。

(4)の企画・管理運営状況でございますが、これはサービス向上等の取り組み状況であります。アの特別利用料金の設定でございますが、第1・第3・第5土曜日に実施の食事つき割引料金などを行っております。また、イのコンペ幹事代行サービスの創設について、コンペの幹事を代行し、商品の準備などを行っております。ウの財団などが主催するコンペの拡大や、エのグリーン張りかえによる施設の整備、オの乗用カートの拡充などをそのほか行っておるところです。

(5)の第一期の管理運営に対する評価でございますが、利用者サービスの向上や利用者数の増の事業を積極的に実施しました結果、施設利用者数及び利用料収入も目標を達成するなど、良好に運営されていると評価しております。また、レストランなどの利用者満足度も高い評価を受けております。黒ポツの2つ目ですが、特別料金の設定や料金の割引を行っている平日65歳以上の利用者の占める割合が高くなったことなどから、1人当たりの利用料金単価が年々減少しており、その減少を補うための休日等の新たな誘客策が今後の課題と考えております。

2ページをお開きください。

第二期の募集方針(案)についてでございます。

(1)の業務の範囲でございますが、1つはアの施設の利用許可や料金の收受など施設の利用に関する業務、2つ目はイの施設の維持及び保

全に関する業務、3つ目にウのレストランの運営等その他施設の運営に関する業務を行っていただくことにしております。

(2)の指定期間は、21年度から25年度までの5年間としております。第一期は3年間としておりましたが、長期的な視野に立って戦略を練り、集客に取り組んでもらうこととし、5年としたところでございます。

(3)の納付金額は、年額で税別2,300万円としております。

(4)の募集であります。募集期間を7月1日から8月29日までの約2カ月間としております。募集の広報につきましては、県の広報などで他の指定管理者の募集と統一いたしまして行います。また、現地説明会や応募者からの質問に対応することで、情報提供に努めてまいります。

(5)の資格要件であります。申請できませんのは、法人その他の団体としております。例えば、下の段に書いてありますが、会社更生法で更生手続開始の申し立てがなされている法人等は申請ができないなどの制限があります。また、個人での申請はできないことにしております。

(6)の選定は、候補者からの申請を受けまして、企業局で一次審査としての資格審査を行います。二次審査は、選定委員会におきまして各応募者による説明とヒアリングを実施いたしまして、審査の上で候補者を選定いたします。指定管理者候補者選定委員会の委員は表に掲載しております。法律と財務の専門家を初めゴルフ場の経営に精通した有識者、利用者代表などで構成されております。

3ページをごらんください。

(7)の選定基準・審査項目等ではありますが、

表の左端ですが、選定基準として審査項目の柱を4つに分類しております。①から④でございます。その右に審査項目として掲げております。右端が配点としております。配点につきましては、真ん中の②の「公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画」と、それから③の「事業計画を着実に実施するための管理運営能力」の選定基準に重きを置いた配点としております。

(8)の主なリスク管理、責任分担であります。費用の負担を企業局と指定管理者のどちらが行うのかを示しております。主なものを掲げております。コース管理、それから建物などの管理負担につきましては、納付金の算定に当たりまして、指定管理者の施設の運営費用の中に修繕費として約200万円を見込んでおりますことから、コース管理、それから建物などの維持補修にかかる経費の合計額が年度間に200万円を超える場合、あるいは超える見込みの場合には、企業局と協議の上で負担をどうするかを決めることとしております。

3のスケジュールであります。

6月11日に第1回目の選定委員会を開催し、第一期の実績・評価や第二期の募集方針(案)などを御協議いただきました。7月と8月の2カ月をかけまして募集を行います。10月に第2回目の選定委員会を開催しまして、候補者の選定を行い、11月定例県議会に指定管理者候補者指定の議案を提出し、議決していただきましたら、来年の4月に協定書の締結、管理運営の開始となります。

私からの説明は以上でございます。

○押川委員長 執行部の説明が終わりました。

まず最初に、報告事項「平成19年度宮崎県公営企業会計(電気事業)予算繰越計算書」のほうから御意見を受けたいと思います。御意見ご

ざいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、その他の事項ということで受けたと思います。その他の事項ではございませんか。

○井本委員 この指定管理者制度の件ですが、これは今度は納付金額として2,300万円と書いてありますけど、これはこちらに納めさせるということで理解していいわけですね。これは2,300万じゃなくて2,300万以上と、こうすべきじゃないんですか。その辺はどうなるんですか。これは入札制度でしょう。

○本田経営企画監 経営企画監でございます。よろしく申し上げます。まず2,300万円と出した根拠でございますけれども、この納付金額は、ゴルフ場で入ります利用料金収入から指定管理者が通常使います施設運営費を差し引いた額で決定しております。第一期目は、この基準金額から上限、少し多く収入が入った場合は、納付金額も少しふえるというふうにつくっておりますけれども、ゴルフ場におきましては、誘客策、たくさん入っていただくのが一番大事でございますので、そういう指定管理者のほうにインセンティブを渡すということから、一定の2,300万としたところでございます。

○井本委員 そこでぱっと2,300万と決めるんじゃないなくて、入札だから2,300万以上と言ってもいいんじゃないかなという気がするけど、それはしないのか。いずれにしても、これは入札でしょう。

○久保副局長 ここの施設につきましては、利用料金制度ということを採用しております、その考え方は、収入を一たん指定管理者が受けまして、そして必要な経費を差し引いて県に納付すると。そういうことで、その必要な経費に

ついて、こちらも認定しまして、当初から定額制でやっている。そういう制度で、例えば委託料が多いとか少ないとか、そういう入札制での金額ではございません。

○井本委員 だから、それがおかしいんじゃないかと私は言いよるわけよ。私は2,500万納入してみせますよと、こういう人だっておるんだよね、やると。競争入札だから。いや、私は3,000万で入札しますわと、こういう人だっておるんじゃないの。それをこっちで2,300万でびっと切ること自体がおかしいんじゃないのかと私は言いよるわけよ。それをびしっと説明してよ、私がおかしいと言ってるところを。

○本田経営企画監 ここ3年間の指定管理者の施設運営費がどうあったかというのを検証いたしました。3年間、大体6,500万ぐらいが指定管理者が通常使うというお金でございます。一番大きいのは人件費でございますけれども、これを競争させますと、どこを削減するかとなりますと、そういう労働条件的な人件費に手をつけないと、やっぱり今ぎりぎりなところでやっておりますので、それは指定管理者にとって余り有利ではないという判断をいたしまして、2,300万、一定としたところでございます。

○井本委員 大体わかった。要するに、これは公共的なものだから、公共的なサービスとしては、そんなお金をもうけんでいいわけですよ、極端なことを言えば。企業局だからもうけなにかのだけど、本来これは公共的な県民に対するサービスだと、そのサービスということを確認できればいい。確保できる。もちろんお金もたくさんもうかったほうがいいけれども、それ以上の要素があるということですね。

○日高企業局長 ただいま井本委員のおっしゃったとおりでございまして、私ども公営企

業であるわけですが、やはりこの一ツ瀬のゴルフ場は低廉な価格で県民にサービスを提供していくという、そういう趣旨でございますので、これまでの利用者人員とかそういうものを平均いたしまして、これだけの利用はできるだろうと。そうしますと、これだけの収入が得られて、そして差し引き企業局にこれだけの料金を払ってもらえばいいということでございますので、価格競争という面よりも、これだけの収入を企業局のほうに払ってもらえば、私どもの会計は順調にいきますので、これでやっていただきたいという趣旨でございます。

○井本委員 だから、県民に対するサービスということは必ずまた守ってくださいよということも——だから、あなたたちがこれを落札するときの条件として、単にこれだけじゃなくて、いろんなものが要件があるんでしょう、恐らく。その要件を守った上での一つの要件だということですね。

○日高企業局長 そういうことでございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○川添委員 今回の質問に関連しまして、結局2,300万の納付というのは、要するにこれは19年度で言ったら、支出の1億4,400万の中に入っていると考えていいわけですか。

○本田経営企画監 おっしゃるとおり、この中に入っておるということです。

○川添委員 先ほどの井本委員の続きになるかもしれませんが、2,300万の妥当性ですよ。これは、指定管理者の協定書の中で、例えば支出の明細、決算書とかいただくと思うんですが、プライバシーの問題があるでしょうけど、いろんな給料とか経費関係とか物品購入とかいう細かい明細、それは一応企業局のほうで指導していくという視点で入手していらっしゃるんで

しょうか。

○岡田総務課長 まだ入手はしておりませんが、収支計画書を提出していただく中に、人件費等の積算内訳は出していただくようお願いしております。

○川添委員 入手していらっしゃるということですが、これは協定書の中で必要に応じて……。

○岡田総務課長 現在の指定管理者につきましては、個人ごとに入手しております。基準賃金が幾らかという細かいところまで入手して、我々が確認しております。

○川添委員 給料とかいろんな細かい経費関係の明細もすべて入手して持っていたらということですね。

○岡田総務課長 人件費の関係でいきますと、そういう明細書はいただいております。また、そのほかにつきましては、報告書の中で確認できるものもございますので、そういう確認はしております。

○川添委員 これは収益が上がっている事業ということで、非常に県民のためにもすばらしい、またこれは今度5年間ということで、雇用も安定されると思うんですが、一方で2,300万の妥当性ということで、プライバシーの問題は注意しながら委員会の場でそういった経費関係の細かい明細の妥当性を検証して、実はよく見てみたら、3,000万は全然大丈夫だねという話になるかもしれないわけですよ。そこ辺の考え方はいかがでしょう。

○岡田総務課長 先ほど、企画監が御説明いたしましたけれども、まず私どもは過去の実績、5年間ほど見まして、そして平日と休日の利用者の推移、そういうものをまず確認いたしました。また、その中で一つ例を挙げますと、平日

の65歳以上の高齢者の方の割合がかなり高くなってきておりました、先ほど課題で申し上げましたように、料金単価が減少してきております。そういった傾向も見ながら過去の実績を見て、将来どのくらい必要なのかという収入をまず見ました。それで8,800万というものを5カ年平均で出しました。そして、支出につきましても、過去3カ年の人件費その他経費につきまして確認・検証いたしまして、今回2,300万という数字を出したものでございます。

○押川委員長 ほかにございませんか。

○太田委員 説明があったかもしれませんが、前回の応募者というのは、何業者だったんでしょうか。

○本田経営企画監 応募者は2業者でございました。

○太田委員 今回、今までの3年を5年に変更したわけですが、これは企業局のほうで判断されたんでしょうが、5年にしたほうがいいのかというふうには聞きましたけれども、担当課は行政経営課でしたか、そういったところとの合議とかそういうのは、例えば5年にするとか、そういう延長したりすることは、そういった行政経営課等にも合議しながらでないか決められないかでしたかね。それとも、企業局でも、独立採算だからということでやれるという判断になるんですか。

○岡田総務課長 企業局の判断でできます。前回の3年間というのは、初めての導入でありましたので、標準的な指針に基づいてやったほうがいだろうという判断もありまして3年といたしました。今回は、先ほど長期的な戦略が必要な、ゴルフというのはそういうものでございますので、そういうことで5年としたこと、それから各県の状況も調べましたら、5年とか10

年とか極めて長期なものが多いということで、そのように判断したところでございます。

○田口委員 3ページのところで、主なリスク管理、責任分担というところがございますが、一番多いのは台風のときの冠水だと思いますが、例えば昨年だとどれくらい閉鎖と申しますか、閉めた日はあったんでしょうか。

○本田経営企画監 昨年では、台風による全面冠水というのが6日間ございました。

○田口委員 6日間冠水してて、その後すぐにプレーはできないですね。それはプレーができるまでも入れたのが全部で6日間ということですか。

○本田経営企画監 プレーができなかったのが6日間ということでございます。それから後は、アウトとインというのがあるんですけど、半分、2日間あけて、その次の3日目から全部営業したということになっております。

○田口委員 そうしましたら、その下のところに、「上記に要する経費及び建物の維持等にかかる経費が年度間に200万円を超える場合は、企業局と協議する」ということになっておりますが、200万以内であれば、これは全部指定管理者のほうで処理するというところでよろしいんですか。

○本田経営企画監 年間の維持管理費全体を見ておまして、それが200万円を超える場合ということなんですけれども、過去を見ますと、大きな台風とか来ましたら、200万どころじゃなくてたくさんかかりますので、その場合は、実質的には企業局が負担をするということになります。

○岡田総務課長 補足をさせていただきます。先ほど、納付金額2,300万円を算出するときに、総収入が8,800万円、それから施設管理費として6,500万円ということをお申し上げました。そ

の6,500万円の中に、コース管理費、それから維持修繕費として約200万ほど見込んで算定しております。200万以内ですと、指定管理者のほうでこの金額の範囲内で維持補修等ができるかと判断しております。それ以外に超過いたします、あるいは超える見込みになった場合は、もちろん指定管理者の経営状況にも関係あるんですが、物すごくもうかっている場合とかは、またお互い協議しなきゃいけないということで、協議するというようにしております。ここには負担区分をお互い協議するという形では書いておりますが、先ほど企画監が御説明しましたように、なかなか利用者数が一定でございますので厳しい状況にもありますけれども、企業局のほうで負担する、あるいは一応協議するという形でやっております。

○田口委員 最後に、私、ちょっとまだここでプレーしたことないものですから、1回のプレー費は幾らなんですか。

○本田経営企画監 平日と休日で違うんですけども、休日一般でございますと、プレー料とゴルフ利用税、手引きカートまで入れまして、すべてで4,400円でございます。平日一般になりますと、平日は3,100円ということでございます。65歳以上は2,400円、80歳以上は1,500円というふうになっております。

○田口委員 今、手引きカート——ここは今はやりの電動カートはないんですね。

○本田経営企画監 電動カートも平成17年から導入しております。どんどん数をふやしております。先ほど言いました料金に、2人乗りの電動カートを利用しますと1人500円、2人乗りの電動とエンジンがあるんですけど、エンジンのもものでは300円プラス、1人乗りにしますと600円とか、電動で乗用じゃなくて押すものもある

んですけど、それはプラス200円というふうな、いろんなものがあります。

○岡田総務課長 補足させていただきますが、このほかに、指定管理者が県民のサービス向上ということで、第1・第3・第5土曜日につきましては、食事つきで4,200円という形をとっております。電動カートはまたプラスがありますけれども。以上です。

○田口委員 わかりました。私も早々にそこでプレーしたいと思います。ありがとうございます。

○井本委員 基本的なことでもちょっと聞きたいんですが、財団法人というやつは、私の記憶では、大体営利行為というのはできないというふうに記憶しとったんだけど、これは営利行為には当たらんということになるわけですかね。

○岡田総務課長 公益法人ということで今整理しておりますが、今、法律ができて、5年後には一般公益法人に移るのか、純然たる公益法人になるのかという形になってまいります。

○井本委員 今のちょっと意味がよくわからんけど、財団法人が公益法人に移ればという意味ですか。

○岡田総務課長 現在は本当に純然たる公益法人と、県民の健康づくりというような多少公益になるような、収益も上げているような公益法人がございまして。これにつきましては2つに分かれまして、純然たる公益法人と、こういった収益が上がるもの、いわゆる公益性が50%以上あるものは、今の純然たる公益法人に移りますが、50%に満たないようなもの——基準がちょっと変わるかもしれませんが——につきましては、一般公益法人ということで、税制等も今まで優遇されているところが、かなり普通の会社と同じような形になっていくということで

ございます。

○川添委員 指定管理者をちょっと離れまして、総括的なところで。企業局の平成19年度決算を今作成中だと思うんですが、平成18年度と比較したときの、大体あらあならなところで結構なんですけれども、電気事業を中心としてどういう状況か。

○岡田総務課長 まず、電気事業でございますが、まだ審査がありまして、そのときに明らかにしたほうがよろしいかと思っておりますけれども、事業収益が大体約50億でございます。事業費が45億ほどでございます。純利益が4億7,000万程度になる見込みでございます。これは電気事業でございます。それから、工業用水道事業につきましては、事業収益が3億8,000万程度になる予定でございます。事業費が約3億程度になる見込みでございます。純利益が8,300万程度になる予定でございます。それから、地域振興事業でございますが、事業収益が2,800万程度、事業費が2,200万程度で、純利益が540万程度になる予定でございます。以上でございます。

○川添委員 18年度決算と比較すると、いわゆる九電への販売価格、そこあたりはいかがでしょうか。

○岡田総務課長 電気事業につきましては、昨年8月に台風5号が来まして、北部地域の上祝子発電所が大規模な冠水被害を受けました。その関係で修繕費が過大になった関係で、18年度の利益8億5,000万ほどございましたが、それに対しては4億7,000万程度になったということでございます。

○川添委員 じゃ台風被害等もあって、ちょっと減少基調ということですね。

○岡田総務課長 単年度で減少したということでありまして、20年度は今後また経営を続けて

まいります。

○松村副委員長 一ツ瀬ゴルフ場の件です。今、利用者の減少で、各一般のゴルフ場も利用料金の単価が大分安くなっていると思うんですね。その中で、シルバーの皆さんの1,500円とか2,400円は別として、4,000幾らという、かなりそれに近いような一般ゴルフ場も今出てきていると思うんですが、18・19年度は同じような利用状況にあるんですけど、20年度の傾向としてどうなのか。ちょっとしかたっていませんけれども、これから多分かなり利用状況が下がる可能性もあると思うんですね。その中で、5年間、この利用状況を原則として、2,300万の納付をお約束して、果たして5年間運営ができるのかどうかということも出てきていると思うんですけれども、収支が悪くなった場合には、その2,300万というのは見直すとか、そういうのもあるんですか、今度の契約の中で。

○本田経営企画監 まず、ことしの状況でございますけれども、ことしは去年と違いまして雨が非常に多くて、利用人数が先週末で約400名ぐらい少ないと、そういう状況でございます。これは雨の影響が大きいと今考えております。それと、納付金額のことでございますけれども、まずこれは、利用料金収入が将来は減っていくと考えております。これも先ほど言いましたように、65歳以上の方の割合がふえて、料金の安い方がふえて、全体的には収入が減るということを勘案しまして、それは見込んでおりまして納付金額を決めております。

○日高企業局長 この2,300万が将来もし減ったときに変更しないのかということでございますけれども、これについては、特別な災害だとかそういう特殊要因があったときには、それを勘案して変更ということも考えなきゃいけないと

と思いますが、通常の状態においては、この2,300万というのは変更するというにはならないというふうに思っております。

○松村副委員長 自然減とかそういう中では、営業努力にお任せするということですね。

○岡田総務課長 5年間の平均で先ほど申し上げましたが、我々の積算において、かなりかたく見ておりまして、収入はかたく、費用もかたく積算をしております、大きな災害とか、大きな物価の上昇とか、税のアップとかいうものがない限りは、普通に順調に経営していただければ、このような金額でやっていけるというのを出したものでございます。以上でございます。

○押川委員長 それでは、以上をもちまして企業局を終了いたします。

執行部の皆さん、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

---

午後2時44分再開

○押川委員長 それでは、委員会を再開いたします。

まず、採決についてであります、委員会日程の最終日に行くこととなっております、明日行いたいと思います。

開会時刻を13時30分といたしますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

以上をもちまして、本日の委員会を終了いたします。

午後2時45分散会

平成20年6月26日（木曜日）

---

午後1時30分再開

---

出席委員（9人）

委員	長	押川	修一郎
副委員	長	松村	悟郎
委員		福田	作弥
委員		井本	英雄
委員		萩原	耕三
委員		太田	清海
委員		凶師	博規
委員		田口	雄二
委員		川添	博

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

---

事務局職員出席者

政策調査課主幹	斉藤	安彦
議事課主任主事	吉田	拓郎

---

○押川委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。

採決につきまして、議案ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第4号及び報告第2号につきまして、原案のとおり可決・承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第4号及び報告第2号につきましては、原案のとおり可決・承認すべきものと決定いたし

ました。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきまして、引き続き閉会中の継続審査といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、次に、委員長報告骨子（案）についてであります。

委員長報告の項目として、特に御要望等があれば御意見を出していただきたいと思っております。

○凶師委員 きのうの教育委員会の審議の中でも発言をさせていただいたんですが、やはり通学区の撤廃における学生の流動が大きくあっていまして、地元に戻って意見を聞きますと、できれば地元の高校に進学をさせたいという親も多くて、そりゃ優秀な学校があれば送り迎えもするし、経済的な負担、電車代とかバス代が発生しても頑張って応援はするけれども、近い高校が一番いいというのが正直なところだという声も聞いてきました。実は医大の先生方ときのうの夜、意見交換する機会があったんですが、延岡やら日向にドクターが少ないということは、若い子育てをしている世代の先生方、中学・高校生を育てる先生方が日向やら延岡によろまんと、つまり、宮崎の学校に行かせたいとなると、単身で行かせるのも何だし、通勤ができる場所という形になると、日向、延岡は転勤先としてはよう考えんというようなことも言われて、やはり医者の子は医者になりたいとか跡を継がせたいという方が多いものですから、そういう学力が高い、教育の質が高い学校に行かせたいんだと、ゆえに宮崎に残らざるを得ないというようなことも聞いてきました。だから、地

域の学校だからこそ質の高い教育を今後も残していく必要があって、このように通学区制が撤廃されることによる弊害も今後考えられるということで、制度は導入されておりますが、今後の検証というのもしっかりしていただきたいというのをぜひ委員長報告の中に入れていただければと思っております。

○田口委員 きこの警察のところで、道路交通法改正の部分がございましたが、この中で障がい者、自転車の歩道通行に関する明確化の中でも障がい者が出てまいりますし、それから75歳以上の高齢者、それから聴覚障がい者というのが今度新しく入って、いわば障がい者ですね、この方たちが入りましたので、指導等に関しては十分な配慮をしてやっていただきたいということを報告に入れていただきたいと思っております。

○萩原委員 本会議でもやったけれども、今、心の病んでいる時代、不審者、変質者、声かけ事案、非常に各地域——警察本部長の話では300何カ所やっているという、これはだから関係者だけが連絡を密にするだけじゃなくて、地域の皆さんのほうが圧倒的に見る目はたくさんあるわけですから、地域の協力を強力にいただくような具体的な対策を練っていただきたい。地域の人が安心・安全に暮らせるように、警察のより一層の努力を求めます。

○押川委員長 ほかにはございませんか。

それでは、ただいま皆様方からいただきました意見等も入れながら委員長報告をつくります。あとにつきましては、正副委員長に御一任いただけるでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午後1時37分休憩

午後1時44分再開

○押川委員長 それでは、ただいまより委員会を再開いたします。

ただいまの御意見を踏まえお諮りしたいと思いますが、7月23日の閉会中の委員会につきましては、実施するというような方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、開催する方向で計画をしていきたいと思っております。

次に、県外調査についてであります。

県外調査につきましては、8月20日から22日にかけて実施することではありますが、このことにつきましても正副委員長に御一任いただけるでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 それでは、そういう方向でさせていただきます。

そのほか何かございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○押川委員長 以上をもちまして、委員会を終了させていただきます。

午後1時45分閉会